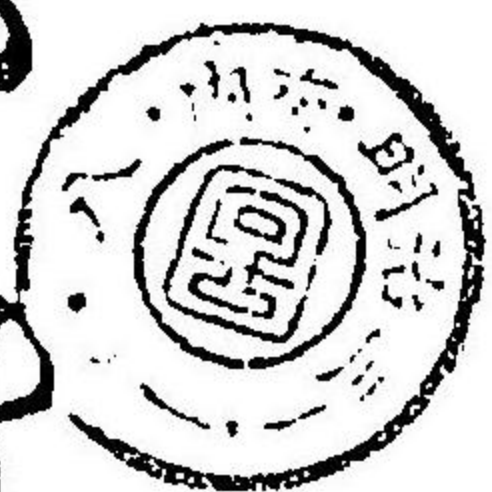


26

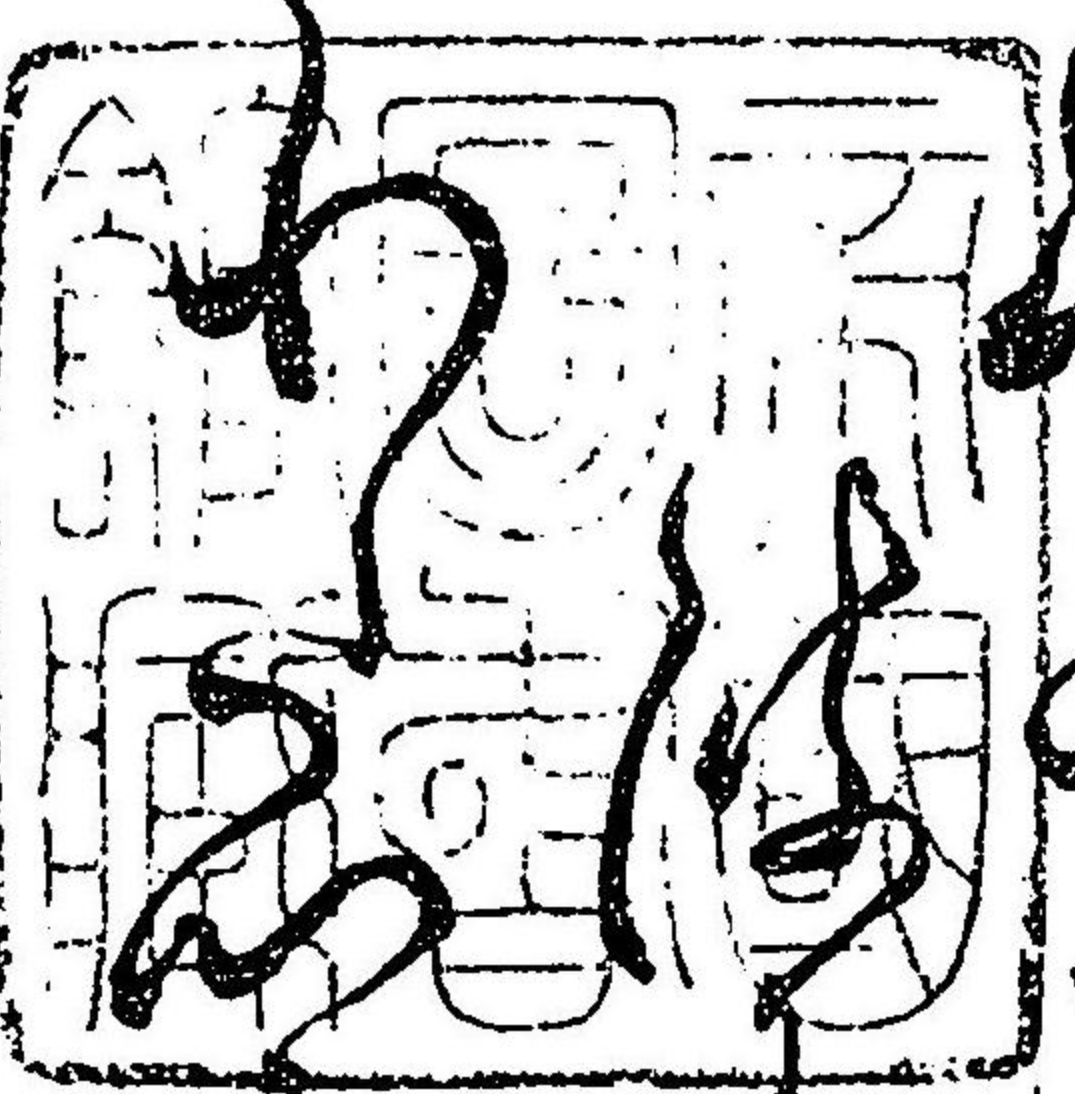
99
189

天 安 德
潜 幸 遺 蹟

全



鳴
 子 (Suzuki) 氏 白 白 白
 子 (Suzuki) 氏 白 白 白
 子 (Suzuki) 氏 白 白 白
 子 (Suzuki) 氏 白 白 白



者

安徳天皇非入水の著書

よきことありていかにいふ

後(信)雲(の)等(源)朝(の)建(通)



潜幸遺蹟乃序

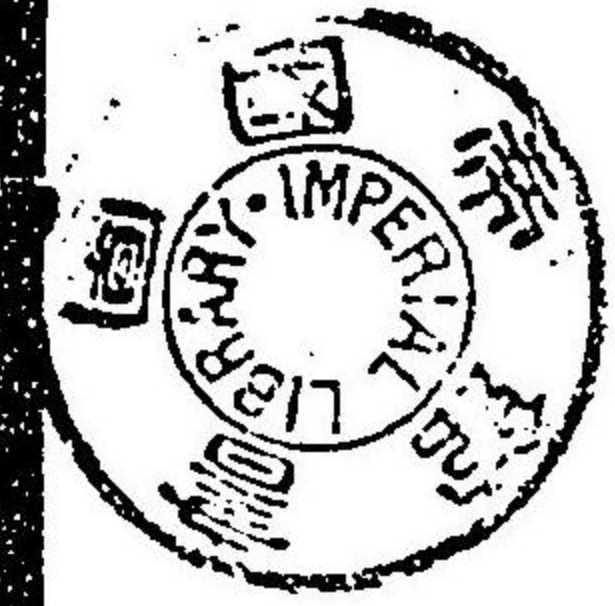
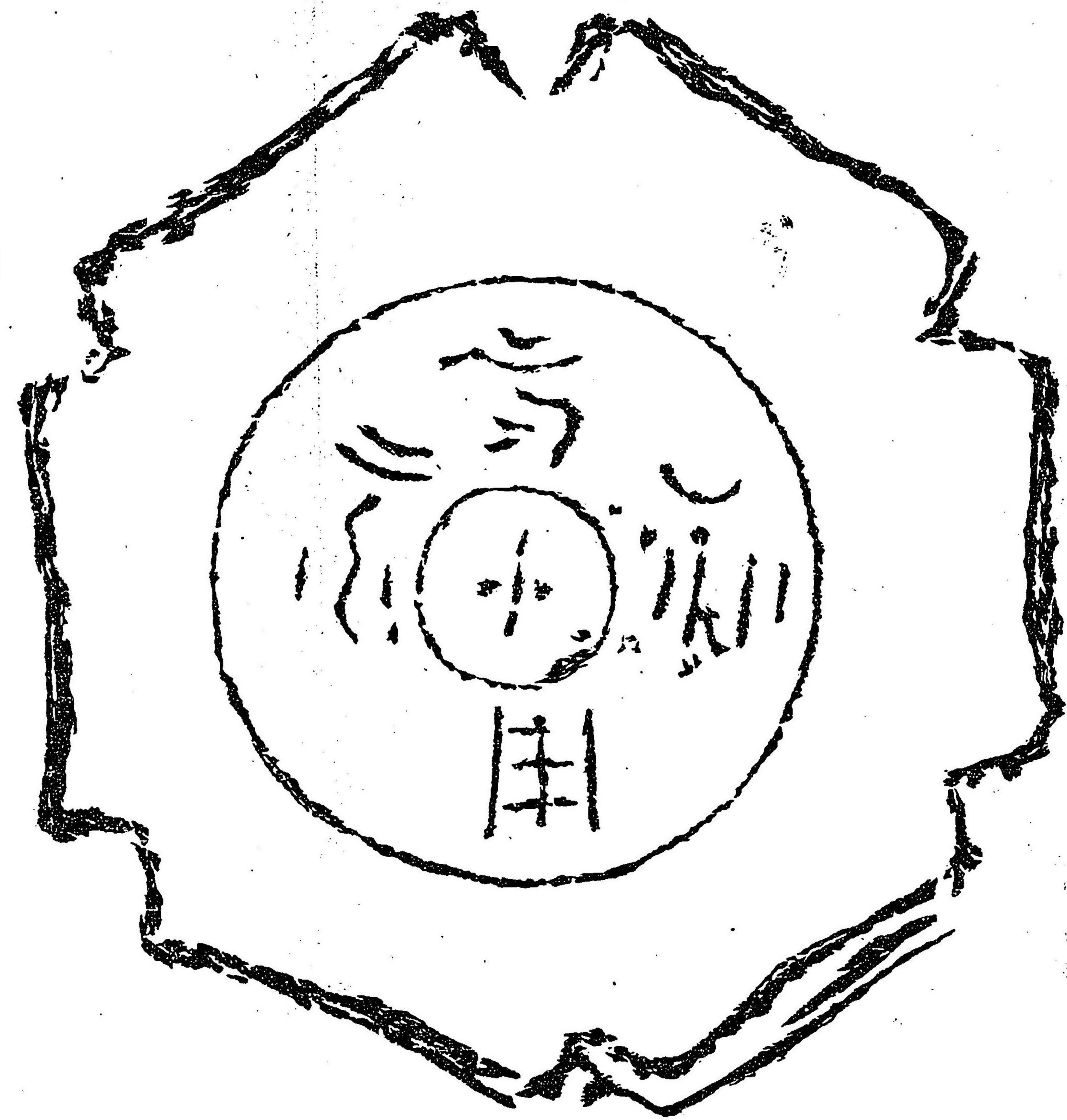
善和のとき、望を長門の海まで、角を、伊勢給ひ
きと、いれ、又を、喜離き、一、西に、清幸、一、み、れ、ぬ、と、も
い、世、今、に、い、た、ま、れ、る、と、な、き、い、れ、ぬ、と、思、き、極
と、な、ゆ、く、と、い、ふ、も、一、か、の、お、ち、ん、せ、め、は、さ、る、に
擇、つ、と、な、い、ど、あ、る、と、い、う、く、秘、免、お、く、あ、い、ら、つ、め
れ、ど、何、と、い、ふ、と、い、う、な、ら、し、よ、人、も、な、く、と、遂、下、一、お
ぼ、ろ、く、い、ふ、は、ま、い、な、ま、い、り、い、れ、づ、一、は、ま、い、ど、お、皆、の

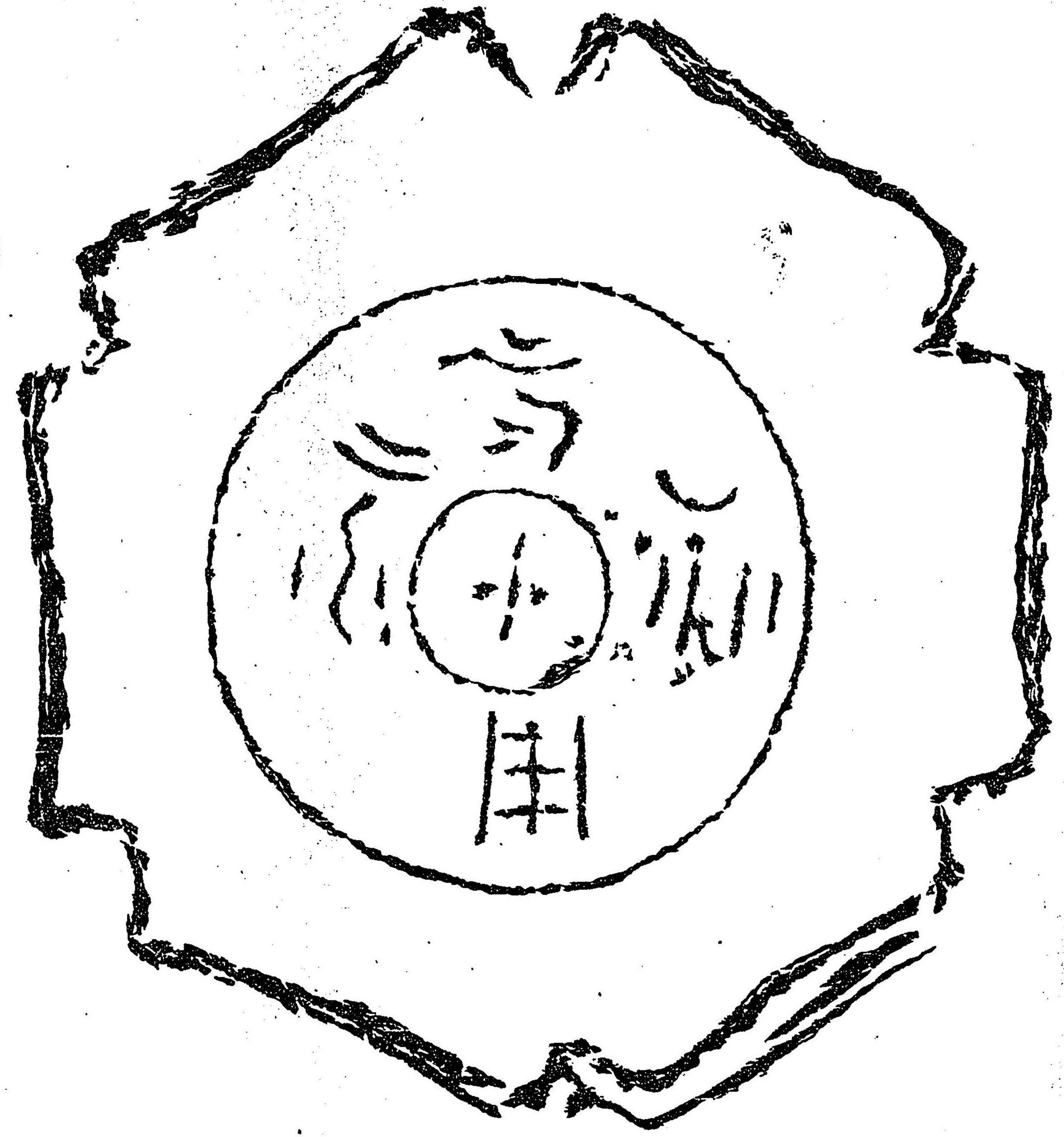
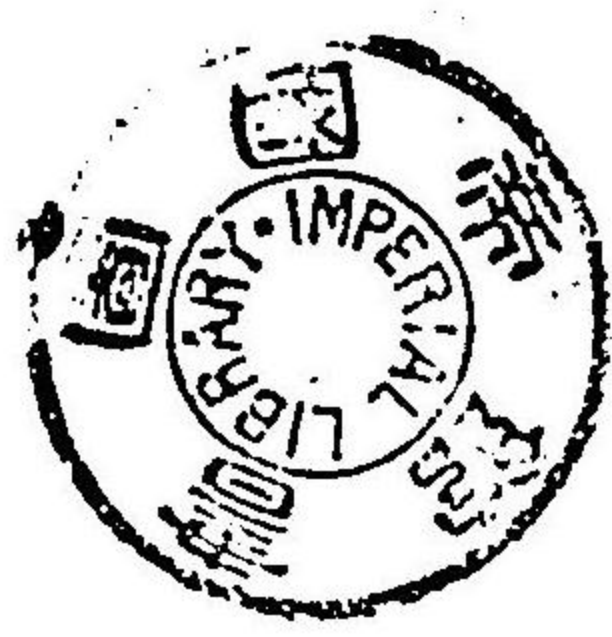
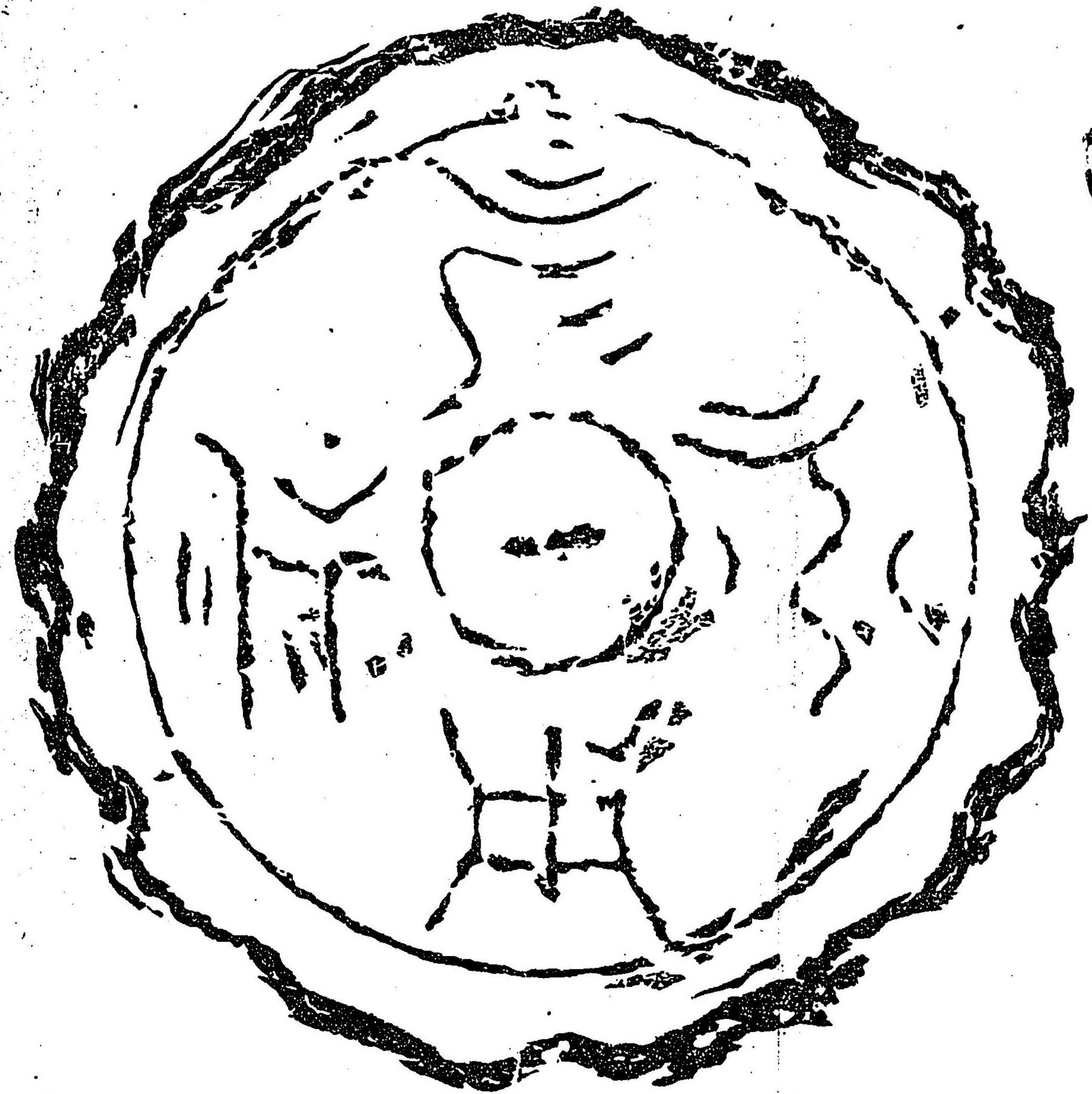
用を越え今世大御代を我秘めおと人もなれ又
憚る極き才母なる神がいのいそがはれおんたに
はよと業いこつーいこの種くはあつーとすま
物お文業等の傳來りりたり持まはるる神をほ
つ考つむ一は乃料をの勢らあづよえなほあつとお
ほあつと多しもの系は書は編者高山昇奴
しはわの哉しつ子にさく大皇國乃道よ志存
くはあつと一は乃料をの勢らあづよえなほあつとお

事に終きせん考一室むる所あめてさげくの程
對馬は國よ渡里そは御舊蹟といふ傳ふる子
實より更なるいそのあつは乃道筋の事れど
すく限なく探るる古又書系は傳傳さるる
とせ考一は乃料をの勢らあづよえなほあつとお
つた思ふ成持ちあつて御代をいふつていふつて
あつとせふ公に一は乃料をの勢らあづよえなほあつとお
給えねといはれり一は乃料をの勢らあづよえなほあつとお

とは傳世の事なり。たがひてはあらざる終の所
 子相とて人知れぬに激證も一たなきまがら
 なり。これ今も世に弘くあつてむめは多す
 何ぞかむせんもあつていふことなき事蹟乃
 はむりぬきけり。とてたゞめ傳ゆらざるも
 不聊かたむ明治の三十一年三月十日并
 とは頼國撰み坂乃正まゝ一多す

京都府立総合資料館蔵





各部法考刻

自序

いにし明治廿七年の夏ごろ、台北山人といふ人、日本新聞紙に、歴史上の逸事、何くれと書き載せたることあり。その中に、

安徳天皇の御入水ハ、虚妄にして、實ハ長門より逃れ出でさせ給ひ、攝州能勢郡出野村に潜ませ給ひしものゝ如しといへる一節あり。其の證を、百姓勘兵衛が、屋根裏より見出でたりと云ひ傳へたる、藤原經房記に記れりき。已も此の御入水といふことにつきてハ、いぶかしく思ひて、取調べたることありしが、かの記ハ、はやく先輩たちの杜撰なり、偽作なりと言消たれつれば、今敢て之に蛇足を加ふるを要せざるふり。但し此の事、
の際に聊か云へり。されば、世人ハよも其の真偽の判断に苦まるゝことなからむと思ひしに、地方の新聞雜誌中にハ、往々それを轉載して、もてはやせるものあり。いさあかず、口をしきことなれば、已またその取調べしことあらましを、皇典講究所の講演に、つき／＼かきのせて、識者の叱正を乞ひ

たりき、その其の比、たよりよく一冊とふし、廣く世人になゞさばいかに
と、そゞのかし、友垣もありしかど、いまだ思ひいたらぬふじもあり、且、
其の重なる傳稱地をば、すべて十數ヶ所あり、實地詣拜して後にこそ、この
下心ふりしかば、さておきたりしを、此の比また、御陵などのこと、ごかく
あげつらふ時なるをいかに、いひのゝしりてやまざれば、あへて
人の聞をよるこぶごに、いあらねど、かゝることにも、またさる時機もや
あらむ。今かく本勢ある身となりて、實地詣拜などいはむも、いつご期
しがなし。されば、先、この書によりて、これらの事、研究せむ人の出でむこ
ともあらば、こよなき幸なりとて、其の後にえたることども、かつ、
きそへて、師の翁の一閱をわづらはし、かく印刷に附することゝ、いなし
つ。されど、數年前のうひ、しき筆つき、今見てだに心やかぬ事あるを、
ふほ後に見たらむに、いかならむ。まして、それを公にすなるをや。されど
また、よく訂さむ暇もなく、なむ。見む人、さるかたにみゆるし給ひて、た

だ己がかくものしつる心のほどを取り給ひ、又この御事蹟につきては、
説の異同をいはず、新古の記傳雜録、さて、口碑俚傳、何に聞まれ、見あら
む大方の君子、つばらかに知らせおこし給ひて、他日、考定編成せむ時の
材料に供したまはらば、幸甚しと思ふにふむ。かれ此の稿のふれる故よ
しかきつけて、はしがきにかふ

明治三十一年五月流鏑馬祭後三日駿河國富士淺間大社にて

梶廼舎主人 志るす

安徳
天皇 潜幸遺蹟

目次

一 緒言	一丁
一 天皇御入水の事疑かはし	三丁
一 天皇ハ御潜幸せさせ給へり	八丁
一 御名を惟宗こかへさせ給ひ所々に潜ませ給ふ	十二丁
一 御潜幸の概要及御道筋	十九丁
博多聖福寺	二十丁
宗像	二十二丁
鐘ヶ崎	二十二丁
彦山附大宰府	二十三丁
一 對馬國御動座の始末	三十二丁
一 宗家系圖及系圖の比較	四十丁

一 宗家の系圖及辨難	四十四丁
一 神器につきて	五十一丁
一 御子二人七人の別	五十四丁
一 宗の苗字及桐菊の御紋	五十六丁
一 皇居跡	五十九丁
銀山上神社	六十二丁
神鏡	六十三丁
嚴原天神社及神鏡	六十五丁
一 崩御年月日	六十九丁
一 御陵	同
納言塚	七十二丁
馬塚犬塚	七十三丁
信二子塚	七十六丁

一 結論

七十八丁

追考

一 原田種直の書翰	八十四丁
一 種直無二の平家方なりし所以	八十五丁
一 種直と櫛田宮との關係	八十七丁
一 山崎平次の事等	八十八丁
一 種直の居城岩門の城蹟	八十九丁
○	
一 御陵所在地の古墳	九十丁
古墳ノ所在地及地勢樹木	九十二丁
古墳ノ位置及形状	同
古墳ノ年代及傳説	九十三丁

附録
一 諸國の御事蹟傳稱地(十六箇所)

九十五丁

四

目次終

天安德 潜幸遺蹟

井上頼國 檢閲
高山 昇 謹述

對馬國下縣郡久根村に、安徳天皇の御陵と傳稱するところあり。余先年ゆいてこれを拜し、且その御事蹟に關する取調書といふものを見し事ありき。よつて今其の概略を記し、附するに愚見をもつてして、大方の一讀を煩さんとする。聞くと、全天皇の御陵は、いぬる明治廿二年、長門國豊浦郡赤間關に檢定せられたり。然れども、全所の御入水説にして、對馬の御生存説なり。御生存説、また一途に虚妄なりと斷定すべからざるものあり。況や、天皇の御入水おごまをさん、皇統一系のわが御國體にさりて、いまはしきこと、又あり得まじきことあるべしと

信せらるゝをや。余はおもへらく、官赤間、關に檢定せられたるハ、御入水の事確實なり、これ眞の御陵なり、と斷定せられたるものにはあらずして、然らざれば、嘗て對馬以下三所を、全天く又近く廿二年迄も、定められざる筈なかるべし、○因にいふ、最初の山陵御見込地と違せられ、後に唯山陵傳稱地と稱し、其後いふ、いふか報した、同所ハ、早く勅願寺として、代々の繪旨廳宣等も少からざれば、まづ此の御遺蹟をもつて、御陵に擬し、歲次祭祀し給はんところと定められたるものならん、附録は阿彌陀寺の條されば、此の天皇の眞の御陵ハ、數百歳後の今日、ふほ御未定に屬するものなり。豈遺憾ならずや。豈千古の欠典ならずや。官なほ調査し奉りつゝ、あらんといへども、余もまた臣民の分として、黙すること能はず。依つて所見を開陳すること左の如し。

安徳天皇ハ、壽永の亂長門國檀浦にて御入水遊ば

天皇御入水ノ事疑ハシ

され給ひぬ、とハ百鍊抄、東鑑、平家物語、源平盛衰記等みな一やうの記事にして、後世の史家、また皆御入水となす。然れども、此天皇の潛幸地、もしくは御陵と傳稱するもの處々に在りて、其の數、十數箇所が多きに及べり。其の箇所は終附録せり何故にそれ然るか。蓋御入水の事蹟、大に疑わはしきものあればなり。その當時の記録に玉葉といふものあり。時の攝政兼實公の記にして、最信據すべきものなり。全書元暦元年四月四日の條にいはく、義經去る夜進飛脚申候去三月廿四日午刻長門國團浦合戦す自午正至晡時云、伐取之者云、生取之輩、不知其數、此中前内大臣右衛門督清宗大納言時忠全眞僧都等爲生虜云々又寶物等御座之由同所申上也。但舊主御事不分明云々。また醍醐雜事記元暦二年四月十八日の條にいはく、去二月二十四日於長門國平家與源氏合戦平家被打子源

氏大將軍九郎判官義經生取云々降人云々自害中納言知盛能登守教經殺人云々勿頭者百五十人不知行方人先帝八條院修理太夫經盛內侍所御座進上全寶劍不見女院二宮

義經わざ／＼飛脚を以つて都へ注進せし時に、最御大切ふる安徳天皇に、かく御行方御不明なりしなり。然れば其の後御入水とこそいひなし奉りつれ。其の當時御尊骸の見當らざりしのみならず、御行方のいさ／＼いぶかしきふし有りけんこと明ふり。西田直養の彼舍漫筆に、御入水考といふものあり。小泉保敬といふ人の考證を引きていはく。

若江長公朝臣の説に或堂上家秘藏の記に源平合戦の始末くハしくありて主上をはじめ大臣その外の人々遁れ玉へる方おほし云々

と次に右の玉葉等を引き、さて論ずらく。

御入水といふ事ハ、範頼義經の計ひにて、すさが御行方失ひ奉りしなごハ云ひがたし。故に御入水と云ひたるか。云々。さて義經が合戦の記かきて、鎌倉に送りしとき、慥に御入水とハ披露したるなるべし。夫を東鑑にハ記したるなり。頼朝も此始末かつ／＼知られたるべけれども、先帝未世に御座すといはんよりハ、御入水ありしとの沙汰、平家餘黨の爲にもやすけん。夫ハ夫にしおき玉ひしものふるべし。云々

こハ餘りにうがち過ぎたる説のやうにハあれど、以上引證せし書類どもにつきて、深く考ふる時ハ、まことにさもありけむと思はるゝ事のさまなり。又東鑑に見えたる頼朝が範頼に與へし消息に、

又八島に御座す大やけ井に二位殿女房たちなど少もあ
やまりあしさまふる事なくて迎へたり申させ給ふべし
かくさだにも披露せられば二位殿など大やけを具し
参らせて向さまにおはする事もあらんおほかたハ帝王
の御事今に始めぬ事なれども木曾ハ山の宮鳥羽の四宮
を討ち参らせて冥如つきてうせにき平家また三條高倉
宮を討ち参らせてかやうにうせんとする事ありされば
よくしつゝしためて敵をもらさずしてしつかに沙汰せ
らるべきあり云々さて世の末にも言ひ傳へてあらはれ
ま少し吉事ありかへすも此の大やけの御事おぼつ
かなき事なりいかにもしつゝしつゝ事ふきやうにさなせさ
せ給ふべし云々
なほし返々大やけの御事いさなきやうにさなせさせ

給ふべきなり云々

とありこの文によれば頼朝ハ切に安徳天皇の大御上を憂
ひまぬらせたる如くなれどもその心事ハ果して此の如くな
りしか頼朝眞に一片忠悃の心を存せば後に範頼義経を除か
むとするに方りいかでこの過を責め大義名分を以つて臨ま
ざることあるべきさるにその事ふかりしのみならずその名
にさへ窮したる跡あるハ頼朝が當時陽に忠誠を見して平氏
を欺くの策ありしか知るべからず兎にも角にも既に御行方
御不明にして入水の人もおほかりければ直養の説の如く終
に御入水と見なし奉るに至りけんかしかくて頼朝が此の消
息にいへること平家一門にとりてはなかくしに心苦
しきことなれさればたさひ屍を海山に暴すとも再かれらが
顔を見じと思ひ定めしものもありけん或はまた死ハ易く

はるゝに就いても、此の時平家の謀主たる者ハ誰なりとぞ。知盛をおきてハ、他に其の人なかるべし。知盛ハ智勇兼備の大將ふり。此の危急存亡一髮千斤をひく場合に當つて、如何でか坐して源氏の屠るに任すべき。迎も叶はじと見ば、我が身ハさまれかくまれ。命のあらん限りの奮闘こそせめ。然れども萬乗の君をして、壇浦一朝の泡沫に歸し奉るが如き愚策に出でんや。況や我が子を遁れしめて、天皇をばかへりみ奉らざるをや。我が子云々の事必如何なる處までも、帝を奉りて落行かしは下にいへり。必如何なる處までも、帝を奉りて落行かすめ、再平家の世となきんとの籌策をばめぐらすべき筈のことあり。さればこそ種直をして、櫛田宮の神主によりて、尊神の擁護を乞ひ、隱身の秘法を修せしめ、重秋以下從亡の案内者さへ定めて、天皇を御遁し奉らむの策を建てしものならめ。こハ察せらるゝなり。然れどもこハ本文にも云へる如く、實に極密の

畫策にてありしなり。然りかく極密ふりしかば、其の極密終に御入水の訛傳となりにしこそ是非なけれ。然らば其の遁れさせ給ひし様はいかにと云ふに、これにつきてハ所傳いと多かれど、對馬國のぞ正確なるへき。そハまづ柚谷私記といふものあり。此の書、對馬國に傳來するもの二百卷ばかりありしが、今ハ散逸して、唯九十余卷を存するのみなりと云ふ。大凡二百年以前のものにして、柚谷氏ハ、對馬の舊藩主宗家代々の祐筆たりし家なり。故に宗家の古記録等却つて同家に存するもの多しといふ。其の三十四番古實錄秘書といふものには、
惟宗公御一門爲源氏打玉乳母齋藤申家臣長門國根緒城より忍出始は博多聖福寺逃居又筑前ムナカタ地主方へ忍し夫より鐘崎の一岐方へ隱る又彦山に入玉ムナカタ地主串崎志摩ト云々惟宗判官實天皇御事也

また同書貳拾六番聞書集五枚目にいはく。

一文治八年仁田左衛門太郎へ阿比留證茂在判仁田川本方へ傳る知行に付ての事也

安德帝はムナカカ地主串崎に潜又鐘崎之邊にて壹岐方へ隠る夫より彦山へ入給ふ志摩守神宮兄弟從ふと云々

○志摩守及神宮兄弟の事下に見ゆ

さて此の惟宗公とは如何なる御方ぞといふに掛卷も畏かれど、安德天皇世を忍ばせ給ふかりの御名なるが如し。その浦上氏系圖浦上掃部正永の條に、天皇の御長子重尙公對州討入の事を記し次に載せていはく、對州討入の事

安德帝ハ治承四年位ニツキタモフ元曆元年三月長州赤間關ノ軍ニ敗シタモフ皆源氏ノ爲ニ亡滅ス時ニ安德帝入水マシマシタモフトシテ二位ノ乳母御衣ヲ水中ニ

御名ヲ惟宗トカヘサセ給ヒ所々ニ潛マセ給フ

沈メ依テ文治元年長門國赤間關ニ崩シ奉ルトシ知盛三男惟宗右馬判官公ト名ヲ改メタモフ□帝ノ乳母惟宗平氏ノ侍齋藤爲持其外從者守護シ□長門ヲ逃ル云々帝ヲ海ニナワシメ又筑前國又鐘崎ノ民家ニ潛ミ給フ又彦山ノ□奥□タモフ夫ヨリ武藤筑前守資賴ニ永ク助ケ于時元仁元年筑前賊徒起リ又彦山梅□坊ノ奥ニ逃レタモフ

また串崎氏系圖串崎志摩守の條にいはく。

(前畧)安德帝云々長門を逃る云々後帝惟宗氏となづけ對馬に渡らせ玉ふ○この浦上氏系圖と大同小異なればた等、次々其の用ある處にわ々奉して渡りし此の串崎氏系圖に安徳天皇對州御座の時に供奉し、又前正にあり、家柄な上、但供奉者、志摩守の柄に重光なり、又前正にあり、家柄なとなり、稱するはこれ海家の後原に見えたり、賜は上氏そ後に授居住

せし故なりと云ふ。

以上の系圖等によりて見れば、惟宗公とは、安徳天皇世を忍ばせ給ふ時の御名なること著し。さて如何なる縁故ありて、惟宗といふ名のらせ給ひしかと云ふに、御乳母の姓によれるもの、如し。但天皇第一の御乳母ハ、帥典侍にして、中山顯房の女、平時忠の妻、次ハ五條大納言邦綱の娘、大納言典侍の姉なることハ明ふるものから、此の御乳母ハ、誰の女にて、名は何とかいひけん。そいまだ徴すべき記録をだに見出でねば、知るに由なきも、うづなく齋藤爲持に縁故ありしか、或ハ深く知りあひたる官女ふごにて、然らざれば、たとひ二三の從亡者ハありと得ん。機慧豪傑よく、天皇を守護し奉るに足りし者ならん。さてそが氏を惟宗といふことハ、始よりの氏ありしか。またハ天皇に從ひ奉りて、筑前に落行きし後、惟宗と名のるべき縁故出で

きて、其の名のりしか。そハまた傳へなければ詳ならねど、こゝに烏鷺説と題する一書あり。其の作者と著作年月とハ詳ならねども、對馬傳來の舊説と覺しければ、これを左にあけて、比較論究の資に供せん。但この書の末尾に、清水山麓烏鷺漫書とあり。清水山ハ、今對州嚴原八幡宮の鎮座地なり。

(前略)嘗吾州有俚傳秘説云々其傳曰使官女惟宗氏抱帝於懷襟之中而知盛指揮於惟宗氏曰使帝伴爲知盛子鬼王丸而在齋藤兵庫於根緒城委以存鬼王丸命可託之兵庫兵庫素知忠勇無雙非可疑惟宗氏以死肯之終逃于根緒城乃城陷兵散俱脫圍匿于山中稍到於筑前州蘆屋惟宗氏有艷色乞以爲山鹿藤次侍妾而使鬼王丸得長藤次家兵庫從之盡愛育之勞後武藤資賴携之惟宗氏相俱到大宰府則兵庫又從之仕太宰府菅廟祠官家相共愛育鬼王丸之後餘編詳宗

この傳記によれば、御乳母はもとより官女にして、また始より惟宗氏なるが如し。されど、山家藤次の侍妾と爲り、後また武藤資頼に携へられたり、などあるを以つてみれば、或は後説の如く、潛匿後惟宗氏を名のるべき縁故、出で來しものにもあらんか。ふほ詳ならず。九州に、往々、惟宗氏を名のるものあり。諸家なほ當時の有様を追想すれば、天皇の御名をかへ給ひしも、專世を忍ばせ給はん御爲と察し奉らるれば、御乳母も始の名を名のるべきにあらざるが如し。そはとまれ角まれ、此の惟宗氏こそ、實に、天皇を抱き奉りて、虎口をのがれたりし女豪にてあるふれ。

さて二位尼も、此の時、天皇と共に遁れき、といふ説あれども、別に確證あるにあらず。こゝに、天皇のみ遁れ給はんは如何に

ぞや、とおもはるゝよりの強言にて、二位尼は上の浦上系圖等にいへる如く、御衣を抱いて海中に投じたるものなるべし。おほ同記事の證をあぐれば、松尾系圖、松尾彈正秀元の條にも、尾馬氏後橋邊と改むとも、但天皇に供奉して、對馬へ渡りし家柄なり。但供奉者ハ秀元なり。

安徳帝を二位尼御入水と唱え御衣を水中に投ず依て帝ハ惟宗判官と名を改め玉ひ云々

とあり。また梅本坊家御由來書といへるものにも、山梅本坊は彦學存といへる者、天皇に供奉して對馬に來れり。なほ下に見ゆ。因にいふ、伊勢古市の太田小三郎氏備前屋ハ、梅本坊の本家なり。いふと

文□□亂に座主長門の浦に下り玉ひ二位尼 安徳帝の御衣□いたき入水ありし時云々

などあり。

さて、此の御供して遁れ出でたりといふ齋藤は、上にひける鳥

驚説の齋藤兵庫にして浦上系圖などに云へる齋藤爲持なる
 べし。串崎系圖にも平氏侍齋藤爲持其の外從者長門を逃ると
 藤柄にて下に見えたる御陵の所在地久根村に齋藤の邸跡と稱する處ありなほそこにいふべし。

また神宮系圖に左の一節あり御潜幸當時のさま諸説とや、
 異なる處ありて神宮兄弟の辛勞大方ふらざるが如し。こゝ此
 の一家の傳なるからにかくあるものか。なほ前に引ける柚谷
 私記に志摩守神宮兄弟從ふとある参照もふれば、こゝにか
 く神宮氏また供奉渡海の家柄なる事下に見えたり。因
 にいふ。同家の熊野別當教信法師の末葉なりと云。

治承四年 安德帝即位也壽永二年小松殿重盛公男之家
 維盛公也
 人新宮兄弟太郎信光次郎信行兩人ナシテ熊野吉野十津
 等ノ兵ヲ集メテ義仲ヲ討平ラケテ 主上ヲ迎ヘ奉ラム
 ト計レモ應シ集ル兵寡ク事行ハレズ元暦三年二月範頼
 義經カ爲ニ敗ラレテ又讃州屋島ニ内裏ヲ移サル是ニ於

テ小松殿ハ新宮兄弟ヲシテ潜ニ兵ヲ着シテ平氏ノ勢ヲ
 伺ハシムルニ平氏ノ軍利アラスシテ四國中國悉ク敵地
 トナリ新宮兄弟ハ甲冑ヲ捨テ海人ノ姿トナリ辛勞シテ
 豊前柳カ浦行在所ニ至ルトイヒ平氏敗亡シ二位尼ハ
 帝ノ御衣ヲ抱イテ御入水ト唱ヘ海ニ投ス平氏ノ人々
 議シテ 帝ヲ葛籠ニ入レ奉リ新宮兄弟負イ奉リテ筑前
 國民屋ニ陰レ夫レヨリハナカタ地主串崎ニ陰レ給ヒ又
 鐘崎ノ邊ニモ潜ミ給フ夫レヨリ彦山ニ奉リ志摩守新宮
 兄弟附隨フ

こゝ他の諸系圖よりハ比較的ニ文章をなせる丈また飾りに
 失せる處ハなきかの嫌なき能ハすなん。

以上の系圖傳記等によりてみれば先知盛の計らひにて二位
 尼ハ 天皇の御衣を抱いて海中に投じ官女惟宗氏ハ 天皇

を抱き奉りて、齋藤兵庫爲持が長門國根緒城にあるに頼りしが、城陷るに及びて、相共に 天皇を守護し奉りて筑前にのがれたるものゝ如し、而して其の御道筋ハ、先、筑前博多の聖福寺、それより宗像次に鐘ガ崎次に彦山等ふらむとおもはる。故にこれよりハ、其の順をおひて、御遺跡を考證せんすとす。但太宰府にも座まし、由の舊記あれど、前後の明白に知られねば、唯彦山の條に附記せり。

博多聖福寺 此ハ前に引きたる柚谷私記に見ゆるのみにて、聖福寺に就いて取調べたるものを見ず。故に其の詳細を知るに由なしと雖も、今も博多御供町に聖福寺といへる寺ありて、臨濟禪宗なり。かくて此の寺ハ、榮西禪師、賴朝に乞ひて、古の百堂の跡に、之れを建てしものなり、と聞けば、天皇御避遁の當時ハ、いかにありけむ。因に云ふ、鳥鷲説によれば、まづ蘆屋に

して、神宮氏系圖によれば、まづ豊前柳ガ浦ふるが如し。これらハ、おほよく取調べべし。

宗像 宗像にてハ郡主串崎志摩守方ふる事ハ、志摩守とハ、に於て、志摩の郡司をも兼ねたりし故の名なりと、宗像の郡主云ふ。又串崎氏對州ニ渡りて後は、大崎と改めたり。串崎氏系圖に

筑前國ムナカタノ地主串崎ニ陰ル、又彦山大奥ノ地ニ潜ム、又鐘崎ノ民屋ニ隠ル云々

とあるにて知らるべし。又大庭系圖、大富伊豆直忠の條にも、庭大ともトハ大富

安徳帝筑前ムナカタニ潜ミタマハ、時父ノ命ニ依テムナカタニトマリ 帝ニ附随フ

とあり、此の直忠ハ、大富源六直孝のことなり。又、おほ上に引ける柚谷私記、浦上系圖等をも参照すべし。

鐘崎

鐘崎 鐘崎にてハ、壹岐直滿鑑方なり。そは上に次々ひける系圖傳記等に、鐘崎一岐方とあるにて知るべし。なほ又近く明治三年の事なれど、壹岐貞満といふ者、福岡社務より、神社の事尋問ありし時の答書なりといふものを見るに、左の如く記せり。

壹岐直貞滿先祖上八村平原居住ノ比ニヤ傳説 安徳天皇西國御播遷既ニ平家長州ヨリ對馬ヘ落テラレケル時御入水ト取成シ奉リ實ハ對馬ノ國ニ供奉之節壹岐先祖ヘ御便リアリケレバ暫御匿シ申セシナリ其故址葛原社今ニ之レ有リ云々舊記燒失シヌレバ其徵未明

また壹岐氏系圖第四十四代日人江加賀守壹岐直滿鑑の條に、古來壹岐ト稱ス壹岐直眞根子ノ苗裔故ニ壹岐ト稱ス平家没落ノ節 安徳天皇御座在壹岐氏ノ城ニ在リ仍テ避源家疑別入江トス今時本姓ニ復ス云々

彦山 彦山宮司中
島光氏ヨリ
通水字安下
郡山宮司下
天皇宮司下
天宮宮司下
郡山宮司下
給フ山行幸シ
來徒導時一山折
シモ照在ナリ
ガ神光明ノ如ク
照シ白晝ノ間コ
ナリ暫クノレコ
マハ行在所ト定
マラセ玉ヘリト
云々

とあり。さて、鐘崎の居民等も、口碑に傳へて、宗像郡鐘崎の邊に平原といふ處あり、又、壹岐某の邸跡ありと云へり。

彦山 彦山の舊跡ハ、明治三年、英彦山の執事より、取調掛國分六之助へ差出したる書面、及國分六之助の取調たるものあり、先、これらを舉げて、其のあるやうを示し、次は例の古記録に及ぼさんとする。

安徳天皇御事跡於當山舊記口碑相傳候次第具に申出候様御尋問に預り、普逐吟味候得共、舊記之義ハ年月遼遠之義に付、確證不分明遺憾此事に存候、尤古來相傳候口碑左に及御答候

安徳帝御事蹟文治之亂を避けさせ玉ひて、長門壇浦より弊山に登御まし、て數年被爲潛候處、其後對州へ被爲

遊御動座候其時 帝爲御遺物朝衣之錦御禪置被爲遊且
奉仕之侍女二洞と申處にて自殺す其肖像今猶相殘年々
紅粉を粧祭來候右口碑相傳候義に御座候以上
〔別紙〕本書に申上候 安徳天皇對州へ御動座之砌當山梅
本坊供奉渡海仕候趣於弊山專口碑に傳候以上
右ハ英彦山より差出したるものなりなほ國分六之助がもの
せし右侍女自害の場所と云ひ傳へたる二洞の紀事ハ左の如
し但こハ其の要をつみて記せり。

二洞ハ坊中ノ住居ヨリ南方十町斗リニ在リ小高キ山ノ
上ニ高サ二丈餘ノ大岩アリテ其南方ノ岩ノ中央ニ凡横
一間深サ一間程ノ洞穴二アリ西ノ方ノハ少シク口狭ク
見エメリサテ其洞中ニ木像十七アリテ大ナル者ハ高サ
尺七八寸中ナル者ハ尺五六寸小ナル者ハ尺二三寸ナリ

中ニハ新シク見ユルモアノド又古キ者七アリ年數ヲ問
ヘバ大凡五六百年ハ過ギマラント案内ノ役僧云ヘリキ
サレド左程古クハ見エテハ其由云ヒシニ舊像朽テヌル
時改メ刻ミシ者ナラント答ヘキサテ其像ノ裏面ニ寛永
十一甲戌彦山西谷權大僧都長照鏡實坊作者卯月八日ト
アリカクテモ二百六十年ハカリ以前ノモノナリケリ山
中ノ人々コトハ 安徳天皇十二ノ后ト云フトカヤサレド
十二后ト云フハ誤ニテ當時奉仕ノ侍女ナドニヤ有リケ
ム此侍女故アリテ自害セシカバ後人之ヲ憐ミテ此處ニ
祭レル者ナリト傳稱セリコハ 天皇潛ニ對州へ渡ラセ
給ヒシカバイト口惜キトニ思ヒテ自害セシモノナラン
云々

余思へらく此の木像ハもこ一體なりしを次々に作り加へし

○福藏坊イマ蒲
地ラ氏トス

ものにて、いと古きハ、朽敗して見えすなりぬるものにはあら
じか、又こハ侍女ふどふりけむハもとよりにて、或ハ御乳母の
惟宗氏にハあらざりしか。されど惟宗氏が何故に自害せしか
は、今知るに由ふし。たゞこゝろみに云ふなり。さて此の木像に、
紅粉を粧ひて祭ると云ふことも、何か官女に由ありげなり。さ
て此の祭は毎年六月十二月の兩度、福藏坊といふ者よりもの
する慣例なりと云ふ。かくて此の彦山に隠れさせ給ひし時に
ハ、座主行存と云ふもの、御供仕へ奉りしやうなり。そは梅本坊
私記とて、古き一片紙に、左の如く書きのせたるものあり。

梅本坊行存ハ元來日子國修驗之長本也其實座主也掌日
子修驗ノ寶印ノ家也行存博學而有智謀勇名聞四方文治
ノ比有平家之潰鬼王丸其實 安德帝也雖然世之所深秘
可欽之至也既入水之砌行存在長州棹小船援帝追手之難

類至行存張惡魔降伏之神目建幣起艦助帝命而竊抱鬼王
丸惟宗一家及集諸士隱之坊之奥以米穀養其衆漸而逆徒
之兵亂鎮奉入赤間關令爲安堵

此の行存によりて、天皇にも彦山にハ潜ませ給ひしもの、
如し。されど、行存獨りよく、天皇を守護し奉り、また、天皇長
州より直に彦山に隠れさせ給ひし様にきこゆるハ如何あら
む。こハ自家の傳記なるからに、かくいへるものにて、全くハ前
にいへる如き順序ふるべし。又兵亂鎮奉入赤間關云々とある
も聞えがたし。次にハ天保七年ごる書きたりし、梅本坊隱居芳
全院秀行の記といふものにも、左の如く記せり。

(前略)座主小船にへいを建 帝を移しまいらせつ、□^{ラカ}に
入れて従者におほしめ筑前ひや水とふげか彦山えのぬ
か道をひそかに供し参らせし、かその□^{タキ}山中にて惡僧

共荷物奪んとす云々夫より山中黒川と申處え 帝及
平氏之人々安堵なきしめて深く隠し參らせその後にハ
筑前木屋瀬又ハ肥前にもまじりける

ほと同じさまなり。されど筑前木屋瀬又ハ肥前にもまじり
たりと云ふことハ此の傳より外にハ見當らず。かく引き出で
べき處を取るが主なれば、其の要とある處に圈點を附し、他
皆人の儘になし置きつ。
見ん人これを諒せよ。

さて此の梅本坊行存の子、學存と云ふものハ、天皇對州へ渡
らせ給ひし時、御供したりし由にて、今も同國嚴原に其後胤あ
り。此の事次に而して彦山にて、早く此の御事蹟を確めんと
思ひしものハ、嘉永七年に、對州梅本坊へ照會往復せしことあ
りて、左の書翰今も存せり。

(前略)然者元曆之昔 安德天皇、癸山、其地に御動座被爲

遊候由當山、口碑に相傳候得共事實難分明勿論載籍迎無
之尤貴坊、樣供奉被成、御越之趣ニ而于今其地御藩屏被成
候事實且當山、御座之譯、乍御面倒委敷、御書載被下候樣
重疊宜奉願候云々

嘉永七甲寅正月十五日

増了坊法印有馨 花押

追啓貴坊、樣御先祖御由緒之譯、委敷被仰越可被下候以上
かくて、梅本坊にてハ、法印秀合と云ふ者より、二月廿二日附に
て、左の返書を送れり。梅本坊扣書による

(前略) 安德帝御事蹟聊舊記にも相見候處、主家被相憚
候、筋合有之候に付、背本意候義ながら申進兼候間、其段不
惡御承知可被下候、尤拙坊先祖共御當山、當國え罷渡候
次第は別紙を以て入御覽候

(別紙)

(前略)行存の子學存對州に罷渡候次第ハ對州の在廳阿比留平太郎國時太宰府の命に背き不義の聞在之候ニ付宗家第二彌次郎左衛門尉重尙右平太郎を征伐之ため對州へ渡海在之候節附渡于今子孫連綿罷仕候

附けていはく。天皇にハかくして對州御渡海迄始終彦山にのみまじししにハあらで、まばしがほごハ、太宰府にもまじしなり。そハ上に引ける鳥鷲説にも見ゆる如く、かの齋藤爲持ハ、其の後、太宰府の社職某氏の習となりて、密に天皇を奉せり。爲持が太宰府の社職某氏の習となりし證ハ、鳥鷲説に惟宗氏相俱到太宰府則兵庫(爲持なり)又從之仕太宰府菅廟祠官家とある注に、是時兵庫所得於祠官家、有菅家二種之重品齋藤家大珍重爲家寶有故近世失之州人所皆知也とあるにて、も大方ハ知此の時に當つて九州二島ハ、筑前守武藤資頼の管轄する處なりしかば、爲持資頼に告ぐるに實を以つてし、天

皇を太宰府に迎へ奉り、厚くかしづき奉れりしなり。蓋、此の資頼ハ、平氏の臣監物太郎頼賢の弟なりしかば、なか〜に都合よかりしものと見ゆ。其の證ハ、かの浦上系圖浦上掃部頭正永の條に、

(前畧)夫より武藤筑前守資頼に永く助けられ給ふ于時元仁元年筑前賊徒起り又彦山梅^本坊の奥に逃れ玉ふ

とあり。又串崎系圖にも、これと大同小異の記事あり。なほ太宰府にまじし〜しことの證をあぐれば、越智氏河野家譜にも、

(前略)于時壽永以後 安德帝則落居筑紫太宰府御名奉稱 惟宗號北殿云々

とあり。かくて、天皇にハ、島津氏を娶り給ひて、御子數多生まれ給ひき。そは宗家の記に

天皇島津氏に娶りて二男を舉ぐ

對馬國御動座ノ始
末

とあり。但御子の事、此の記にハ二人とあれど、諸家の系圖傳記等にハ七人とあり。其の別ハ下に云ふべし。さてきれ、トながらも、以上の系圖傳記、口碑等に徴せば、安徳天皇、長門より御潜幸あらせ給ひて後、筑前の國のそこ、に潜ませ給ひし概狀ハ、既に已に疑ふべからぬ事實ならん。依つてこれよりハ、對馬國御動座の始末を證明せん。そハかの浦上系圖正永の條にいほく。

對馬國在廳官人阿比留平太郎國時太宰府の命を不受爰に其弟阿比留カ馬之介時信密に九州二島の惣大將武藤判官公に無道の叛意を内通す。于時寛元三乙巳年、惟宗右馬判官公御長子土佐守重尙公を大將とじて國時を討んと議せらる。依て隣國の兵を駈催し宗徒の勇士二百餘人對馬に討入。其時彦山の山伏梅本坊學カをカ達とす。于時

同年十二月發船同廿九日、豆ツ酸郡淺藻浦着座。同村金剛院に揚陸時に御歳向悪く於爰御迎歳の規式あり。同四年正月元日中村里に討入。國時不意を討たれ。あわて戦ふ。いへども利あらず。に浦原に退く。宗徒追て是を山谷の間に討亡す。重尙公國中を巡見したまひ。地頭となり給ふ。次にハ正永の子浦上大和守正忠の條に

寛元の末、惟宗右馬判官公筑前國ヨシ井より對州に移し奉る。時串崎氏新宮氏正忠其外從者守護し奉り對州來りたまふ。

また神宮系圖若狹守秀照の條にも
寛元の末、安徳帝惟宗右馬判官となり給ひ筑前國與志井より對州に渡らせ給ふ云々
とあり。なほ始よりの要をつみて記せるものハ、松尾系圖なり。

即松尾彈正秀元の條にいはく

元曆元年赤間關軍ニ平家亡滅スル時
安德帝ヲ仁位尼御入水ト唱ヘ御衣ヲ水中ニ投ズ依テ
帝ハ惟宗判官ト名ヲ改メタマイ所々ニ潜マセ終ニ武藤
資頼君ニカクマイタマイ後御長子重尙公ハ在廳阿比留
國時ヲ討亡シテ對州ノ地頭トナリタマイ依テ判官公ヲ
筑前與志井村ヨリ對馬エ御迎ハ時太宰府ノ命ニ依テ秀
元其外從者守護シ奉リ海人船ヨリ對馬ニ來リ寛元ノ末
太宰府ニ歸州ス

また貝口村河野系圖序ハ事のさまヤ、詳ふり。依つて重複を
いさはず左にわけん。

夫昔壽永之亂 安德天皇則薨于水没之容而後以於太宰
少貳忠祐選落筑紫太宰府而後改與惟宗號北殿兮當于時

豊前筑前肥前壹岐對馬三國二島之爲棺轉之處其比則對
馬國之掾官畔蒜平太郎國時於是國掾官數代連續也依
之誇于在廳官威蔑於國中淫無道也因茲其弟左馬佐時信
數雖加諫更不用之國大背兮於于爰察於其橫逆難免之意
趣兮是故請於兵惟宗大君兮大君歐催隣國於于爰平左衛
門尉得於賴使而出於伊豫國往而謁於惟宗君馳加於其勢
兵是時惟宗君於老年其長子彌次郎左衛門尉爲大將從兵
都而二百餘人渡來之時則河野平左衛門尉爲軍頭于時寛
元三起於兵發船筑紫臘月二十九日著船於豆酸浦揚陸于
金剛院而後於于庭前有方違之儀兮明則寛元四丙午正月
元日討入于府中兮先鋒之士倭主稅助盛次中原狩野助安
利阿比留左馬佐時信三年以前渡來而垂於謀畧誑惑到于
爰之門與二百餘士具而於于讒一時誅征於平太郎國時而

此の外、串崎系圖、大庭系圖、越智氏河野家系、神宮系圖等、皆大同小異なれば、之を畧す。但大庭系圖及神宮系圖にハ大内御所云々といふことありて、下御陵の處の参照ともなれば、こゝにあげん。大富伊豆直忠の條に

安德帝(中畧)寛元ノ末へ與志井ヨリ御渡リノ節對馬ニ來リテ大内ノ御所ニ奉仕ス

神宮次郎三郎信俊の條に、

安德帝惟宗右馬判官ト名乗給ヒ筑前與志井ヨリ對州大内ノ御所エ移給フ時神宮兩家串崎浦上齋藤梅本坊鹿村河内以下ノ人數守護シ奉リ對州エ來ル

とあり。さて以上ハ皆系圖なれど、こゝに傳記口碑等の徵證となるべきもの尠からず、先文政十三年十月廿六日附にて、梅本

坊より對馬屋大吉といへる者に渡し、書付の寫あり。左の如し。

貴殿今度對州に渡海有之遂對面先祖無此上悅事候筑前鐘崎之義往古々由緒の次第も有之既に寛元年渡海之節四拾餘艘召連其内七艘ハ居留り其家に于今令連綿居其餘艘ハ如鐘崎罷歸り候段此方之舊記にも相見居白石家の義兼て承り右此節遂對面彌無相違相聞候此以後子孫に至り候而も雙方由緒の譯不消失様可在之候以上

この對馬屋大吉といふハ、筑前鐘崎の者にて、其の先祖白石兵左衛門といふ者、寛元三年、重尙公對馬討入の時、船頭たりし者なれば、全人文政年間に對馬へ來りし時、梅本坊對面して、所望に任せ、此の書付を渡し遣はし、ふりかゝて其の時、梅本坊が、大吉より聞取りしことを、書付けたるものあり、即左の如し。

對州様御元祖様御送り申上候様申聞候ニ付梅本坊ヨリ御先祖様ハ何ト申御方ヲ御送り申上候哉ト相尋テ申候得ハ夫レハ

安徳帝様ト申御方ト申傳少々舊記モ有之候様申聞候ニ付持越候哉ト相尋候處大切之書物ニ付持越不申候様返答仕り候様梅本坊ヨリ申聞

さて此の大吉ハ既に歿し明治三年ごろ大吉の子久之助といふ者より梅本坊へ差出したる書付あり。今要をつまみて左に載せん。

私先祖白石兵左衛門と申者對州様御元祖様御送り申上候申傳へ有之候段無相違相見へ申候尤其御方ハ不容易御方の由にて確と何様と申御方共相分兼申候得共只王孫之御方と申御人之様に承り申候今に對馬屋敷と相唱

五六間角の場所有之兵左衛門義ハ此浦の泉福寺内に墓所有之元々は法應寺之旦家と申咄承申候得共年久敷譯と申其上御元祖様御送りの義は深く秘し申候事の様に承り罷在申候云々
また全國內院村即天泉對馬御上の齋藤家申傳書といふものには、

當村ヲ内院村ト改申候ハ王孫ト申御人體御渡リマシマ
スヨリ内院ト御附被遊候事ニ申傳へ有之候昔ハありの
月浦ト申
スヨシ

とあり。参考すべし。なほ豆酸村觀音寺私記といふものにも、これと同様のことを記載せり。

又、原田種直の後裔原田孚賀美といふ人、明治初年の比八月十日の官邊へ差出し、家柄の事きつげたるものに左の一節

あり。

私先代對馬守春實云々其後七代岩戸權頭種直に至り源平の亂出來 安徳天皇京都を落させられ九州に御下向有て種直宅所を 皇居させらる 御禁宿につき御馳走をこげ平家に隨遂せしめ度々御合戦に手をくだき平家没落主上ハ對州に奉落其後 皇子御二方被爲在 崩御云々

宗家ノ系圖及系圖ノ比較

これ 天皇筑前に御潛幸の後對馬へ渡らせ給ひしと云ふこと對馬人の傳説のみふらぬ證ともなりぬべし。さてこれよりハ宗家の系圖に就いて論究するところあらんとす。先諸家系圖纂に載するところの宗家の系圖二本あり。但この二本は、維宗氏を以つて 安徳天皇となさず、皆以つて知盛の子と爲せれど、論究の順序より、之に引き出づること

ハハなしつ、先その二本にいはく。

桓武天皇 ———— 葛原親王 ———— (中略) ———— 忠盛

清盛 ———— 知盛

惟宗右馬助

知盛討死時、有襁褓之嬰兒、乳母之宗像官惟宗氏抱以逃于山中、後太宰少貳藤原朝臣取兵權而爲轄、轉于九州二島、竟退惟宗右馬助冠者、宗右馬大郎、後號北殿。

某右馬彌次郎左衛門

寛元四年丙午、追討阿比留家、始取對馬國、以宗爲氏、此宗家之系也。

助國

弘安元年戊寅十月、蒙古來寇、到對州、佐須瀆助國防戰、討死、國民建社於濱邊、崇宗助國之靈、號師大明神、其宮至今猶存。

下略

右助國の條に、弘安元年とあるハ誤にて、龜山天皇の文永六年の事なり。次にまたの一本ハ左の如し

宗平氏 家紋四目結 蛇目二引兩

家傳曰平知盛之苗裔也知盛討死時有襁褓之兒宗像宮司惟宗氏抱以逃山中此兒成長而稱惟宗其子右馬助寛元四年追討阿比留家取對馬國此宗家之始也

知盛 惟宗 某右馬助 助國右馬七郎

たゞ右の二本によつて見る時ハ宗家ハ知盛の苗裔にして、安徳天皇の御後にはあらざる如し。然れども亦宗家系圖の一本にハ實に左の如くあり。

壽永帝

諱言仁文治三年四月諡奉稱安徳天皇高倉帝第一子也母建禮門院安元丙申二年ヲ以テ生ル戊戌治承二

年三才ニシテ立爲皇太子治承庚子四年五月高倉帝讓位皇太子安徳帝時五才ナリ夏四月卽位於紫宸殿御夫人島津氏ノ女也卒年月日不知○知光寺殿也

彌次郎左衛門尉重尙公

また杉村本と稱する一本にハ

壽永帝

諱言仁文治三年四月諡奉稱安徳天皇高倉帝第一子也母建禮門院安元丙午二年ヲ以テ生ル戊戌治承二年三才ニシテ立爲皇太子治承庚子四年二月高倉帝讓位於皇太子安徳帝時五歳也夏四月卽位於紫宸殿

彌次郎左衛門尉重尙公

後任土佐守幼名彌治郎公任左衛門尉後世合稱シテ彌次郎左衛門ト云寛元四丙申爲對馬地頭代兼掾官討阿比留平太郎

とあり。この二本ハ、後世のものたるや固よりならんも、確なる傳説ありて編成せし事明なり。そハ次々に論述する所にて知るべし。而して宗家果して安徳天皇の御後ならむにハ、全家にも何ぞ正しき文書、或ハ古器物などの傳はれるもの無くてハ、叶はぬ筈なるに、此の事なきは何故ぞと云ふに、全家にてハ、古來その皇胤たることを深く秘したる趣あり。前に引き出でし深秘の由そハ又何故ぞと云ふに、帝始彦山に遁れさせ給ひ見えたりし時ハ、源氏旭の升る如き勢にして、平家の落武者を搜索することいと嚴に、また平家の武士たる者も、或ハ討れ、或ハ遁れ、皆散々になりしは、頼むべき方もなく、さりて終に名乗り出で給は、御命失ひ奉らんことハ、決めてあるべくもあらねど、そハ却つて平氏の耻辱を天下にさらすに過ぎざるのみならず、御潛幸し給へりし本旨に違ひぬれば、たとひ御屍をば、

野の末山の奥にくたさせ給ふとも、いかで再、彼等に知らるべきと御近侍の人々固く思ひ定めて、月日を過させ給ふ程に、世ハ源家隆盛の世となり、尋いで興りしハ、北條の平氏なるも、また乗せさせ給ふべき期ふかりしのみならず、宗家も亦漸々に世代を積み、子孫相繼承し往く儘に、何時となく、往昔の感慨も、うすらぎた、惟宗氏と稱し、また知盛の裔とのみ云ひたりしもの、後世ふか、に眞となりもてゆき、世間にて亦その趣に聞き傳へ書き傳へ、終にハ自も、しと思ひて、あやしまぬ様になりゆきつるものふらん。況や今こそあれ、頼朝以來ハ、覇府の權威、い、盛なりしかば、恐多きことあがら、皇胤など云はんハ、な、ある時態なりしをもて、さながらに過去りしにやありけむ。又世ハ弓矢の世となりしかば、筆とりてそれらの事書き記すもの、とて、いと少く、古き文書器物等ハ、歲月

と共に失せもて行くも、その心に定めざる世の様なりしものをや。さてハ古文書古器物等の、今あらざるを以つて、其實否を云ひ消たんに、くれぐれもあるまじきことなり。又今より三百六十餘年前、享祿元年、宗將盛の代に、親族盛治反亂の事ありて、累代の寶器古文書ハ固より、國印に至る迄、惜哉皆烏有に歸したりし事ありしかば、此時迄ハ、なほ徵證すべきものありしならむも、こゝに全く證據物を失ふに至りしものならむ。又系圖の如きも、始はたゞ知盛の子とのみおほらかに云ひしを、今より二百餘年前、貞享のころ、對馬守宗義眞の代に、大系圖によりて、知盛の子知宗の後なりと、確にもものするに至りしものなるをや。されば此の時ハ、壽永の事、既に五百年の昔がなりしなりて、古文書等の見えざるのみか、さまで皇胤たりし必要と、其の辱なきを感せざりしかば、さてあり經しなるべし。されば上

に擧げたる知盛の子とせる系圖二本ハ、皆この傳説を本據として著作せしものゝみ。故にこれらの後のものを以つて、安徳天皇の後にあらずとも言ひ得られざるべし。またかの諸家系圖纂、藩翰譜等の如き、皆これ表面上の傳説を主としたるものゝみ。かくて又宗家系圖に別本あり。恐らくハこれ貞享度のものならん。世間流布のものゝ小異なきにあらずと雖も、亦以つて知盛討死の時の襁褓の嬰兒となす。故に今これを左にかゝげ、更に前掲數種と、對照比較して、論究する處あらんとす。

惟宗右馬助

知盛討死之時襁褓之嬰兒也。輒乳母宗仿官惟宗抱逃于山中。後號北殿男子七人。管轄豐筑壹對爲太宰少貳養子。

宗右馬彌次郎左衛門尉

寛元四年追討阿比留以宗爲氏。此宗家始也。前代桐菊

自此時家紋四目結蛇目二引兩也

弘仁八年丁酉阿比留氏始治國至在應平太郎四十二

代四百四十九年也至此隨宗家爲國民也

流布本二本及此の一本みな惟宗右馬助を以つて知盛の子と
なす。知盛實に子ありしなり。襁褓の嬰兒ありしふり。而して鳥
鷲説等によれば此の兒名を鬼王丸と云ひしなり。然れども知
盛終に其の爲すべからざるを察し身も亦海に投せんとする
時に當り獨我が子を遁れしめて上 天皇を他所に見なし奉
るべきやうやハある。知盛ハ既にも云ひし如く實に平家の謀
主たり。又智勇兼備の將なり。いかに 天皇をしてあたら海
王の都に行幸せさせ奉るべき。然れば此の襁褓の嬰兒と稱す
るハ即 安徳天皇にして知盛自謀つて跡をくらまきむの計
策をこそ立てしものならめ難者いはく子が説一理なきにあ

らず。然れども彼の壇浦最後の戦たる廿四日の正午或り哺時
に涉りて白晝の事なり。いづくんぞ御潜幸の餘地あらんや。ま
た何の必要ありてか知盛の子と稱する事をなさんや。然れ
ども平氏這般の戦到底其の勝つべからざるものなることハ
平氏自ら既に之れを知れり也なり。そは始に引きし種直の書
翰に「此の度の御利運極めて覺束なく種直生涯の浮沈今明に
これあり」とあるにても知らるゝにあらずや。既に利運覺束な
く生涯の浮沈今明に迫れりぞ知りつゝもなほ坐して亡滅を
待つものあらんや。最初にひける古文書によれば種直すら既
わらざるの理 況して一天萬乗の御正統にまします天皇を戴き
奉れるに於いてをや。之れによりてこれをみれば此の書翰を
發すると全時若くは其の以前に於いて 天皇をば早くも齋
藤爲持が居城なる根緒に御潜幸せさせ奉りしものなるべし。

果して然らば、これ亡滅の前日即廿三日の事にして、或は其の
夜暗黒に乗じて、遁れさせ奉りしも知る可らず。いづくんぞ、亡
滅當日の白晝に限らんや。かくてまた知盛の子と稱せしもの
は、御潜幸當時の御必要のみにはあらずして、既に筑前に遁れ
させ給ひし後に於ても、御入水説の世となりし時、これに副は
んが爲の御必要より、且又之を深く秘し給はんが爲の御計策
より、かくは云ひなしものならん。故に知盛の子と稱せしは、
必其の當時の上のみならず、關はる處甚廣さを知る。況してこ
れらの系圖ハ、既にも云ひし如く、貞享度の編纂にして、其の眞
事實をかきあらはしたるものにあらざるをや。
然らば知盛の嬰兒は、如何にせしぞ。確ふる傳説ふければ、今そ
の眞相を知るに由なしと雖も、二位の尼抱いて以つて投水せ
し時の、安徳天皇と稱する者、却つてこれ知盛の子鬼王丸な

りしなりと云ふ一傳説あり。それ或は然らん。まかありてこそ、
知盛の知盛なるに耻ぢずと云ふべけれ。知盛は勇者なり。必^ズや
我が子を存して、天皇をかへりみ奉らざるが如き不義をば
爲さざりしならん。果して然らば、前に引ける三位尼御衣を抱
いて水中に投すと云ふもの、まことハ鬼王丸を抱いて投せし
ものか。鶴峰戊申ノ史傳摘抄に、申嘗聞一説新中納言之子代。
安徳帝而入水帝則遁。竄于豊前彦山蓋緒方曰杵二氏之所計也。
云々などあり。なほ鬼王丸の事ハ別に考ふべし。
次にまた論ずべきことあり。そは前述の如く、此の度の御利運
極めて覺束ふしと見込み、天皇を遁し奉りたる程ならんに
ハ、何とて三種の神器をば抱いて、御潜幸せさせ奉らざりしか
の一事これなり。そもく、神器は、天皇一日も御身を離し奉
るべきものにあらず。然るに此の時これを御座船に置かせら

れ終に二位尼をして抱いて以つて水中に投ずるに至らしめしは、實に古今未曾有の大變にして、不可思議千萬のことなり。然れども、このさる理屈を以つて論ずることを得ざる情實こそありつらめ。その先、當時の事態を追想せよ。安徳天皇をば平家一門之れを擁し奉りて、遠く長門に走れり。而して神器は全天皇の御許に在りて、其の正統なることを證明し給ふにもかゝはらず。京師には、後鳥羽天皇を立て、源平兩氏執政權の爭奪を以つて、兩天皇御闘争かの如くに見え奉りし時ならずや。天に三日なく地に二君なし。正邪曲直はまばらなく云はず、早晚それ一に歸せざるべからず。茲に三種の神器を抱いて潜幸も給はざりし所以の者は、御入水とじて御蹟を暗する手段ならむ。若又然らざれば、事倉卒にして、自然これを持出で給ふの猶豫なかりしか。或はまた今日の勢にては、逆も挽回の

見込なく、殊に京師既に新主を立てたり。今はまづ龍體を安くし奉らば足れり。さて、源氏を弑しか奉る虎狼の心ありとも、決して天淵を知りたべからず。平家一門の死にても、深意のほゆる容易に源氏に隠れんとかたみしむる討死こそせむ。或の又遠く山谷に器は新主の取るにまかせて、御座船には残り置き給ひしか。或はまた神器は固より新主に授くべく思定められしを、二位尼さすかに女心の淺ましくも抱いて以つて入水せしものか。それらのことは記録の徴すべきものなければ、いかに論ずるも空想に過ぎざれど、兎にも角にも、これらの理由ありて、神器を擁し奉りては、潜幸し給ふこと能はざる情實ありしや必せり。かくて其の理由こそ、皇位の一系に歸し奉るべき原因にはありけめ。されば後の今日より願ひ奉れば、それを却りて有難き御事にはありける。あなかしこ。

フハ、家書、
ナルが、
方ノ外ニ、
シキ風、
ハツノカ、
タナ、
ルベシ、
云名

家紋四目結と定められしも、なほ前代よりの仕來にて、菊桐を併せ用ゆしことハ、右の遺愛錄にて知らる。これやがて、安徳天皇以來御慣用のまゝなりしならん。但四目結ハ、少貳氏の紋なること、元寇繪卷の旗印にても知らる。而して重尙公の妻、實に少貳氏なり。重尙公以下三代も、されば四目結ハ、母方による紋なるべし。又右の文書に、我が家ハ先祖帝家に出でたり云々の文字ハ、我が家の先祖知盛ハ、桓武天皇の後裔ふれば、先祖ハ帝家なりといふ意味にはあらで、我が家ハ、安徳天皇より出たればと云ふ意味なるべし。されば表立て、こそいはね。宗家ハもとより、家來一般の腦中ニハ、なほ安徳天皇の御後なりといふこと、暗々裏に印せられてありけむかし。なほまた此の御紋のことについて云ハ、宗家もし知盛即平家の後ならむにハ、平家の紋をこそ付け來らめ。然るに、帝家の御紋

皇居跡

十六の菊と、五七の桐とを、勅許もなくして古來附け來りしこと、これ所謂不言の證據物にして、宗家が安徳天皇の後たることを明白にするものにあらずや。以上摘記せし處を仔細に考究せば、安徳天皇御入水のことハ全く誤にして、その實ハおぼし筑前及彦山等に潜ませ給ひ、後終に對馬へ渡らせ給ひしこと、明白の實蹟あるが如し。依つてこれよりハ、對馬に於ける皇居跡及御陵と傳稱する處のものに就いて、舊記及口碑等に徵證し、かねて余が實地詣拜したりし處のさまを列記考證せんことす。宗重尙公、對馬在廳阿比留平太郎國時を討滅して、地頭となり、寛元四年父惟宗公、即安徳天皇を對馬に迎へ奉りしことハ、浦上系圖及他の史籍を引證して、既に論述せしが如し。而してその皇居ハ、何處なりしかと云ふに、大庭系圖等にけり。大内

の御所に奉仕すごありて、對馬國下縣郡久根村字大内ふるが如し。久根村ハ嚴原今對馬島總の處に對して、舊府中なり。處より西南の方、三里半ばかりに在りて、かの重尙公上陸の豆、酸村よりも、西の方、三里半ばかりの山奥なり。久根村は今分れて二處なる。一を久根濱村一を久根田舎村といふ。而して皇居跡と稱する處ハ、田舎村の方に在り。田舎ハ濱より半里ばかり、東北の方へ入込みたる。田舎を本村とす。此の濱より成の方、遙に朝鮮を見わたさる。さて田舎と、この濱より成の方、遙に朝鮮を見わたさる。偏土をさして片田舎といふ。かくて田舎の字ハ、慶長前後に加へしものならんと、平山、翠の對馬紀事、久須村の條に見えたり。此久根田舎村ハ、戸數僅に二十戸ばかりの處にして、皇居跡と稱する處ハ、民舎を東北の方へ出離れたる處、即いま嚴原よりの通路なる左方に、少し小高き森ありて、銀山上神社あり。此の神社の前身ハ一の丘陵をなして、矢立山に連續せる處なるが、此の神社より前の方、南を左へ、凡半丁ばかり隔りたる丘陵上の、

少しくぼまれる處にあり。土人之れをロウカクゲン、またクナナン際と稱す。今ハ樹木ならぬと、茂りて、竹などもをちこちに生ひたり。地積さまで廣からねど、何さまかつて家居もありけむと思はれて、やゝ平なる處あり。されど民舎にむかへる方、餘りになだらかなれば、ご見かう見打見やりてありしに、案内者三山某十年六いひけらく、今ハはや三十年ばかりも過ぎぬらん。一とせ山水分し出で、こなたいたくくえ侍りぬといふ。さて昔ハなほ平なりしふるべし。今ハもとより礎やうのものも無ければ、たゞ其の當時を想ひ奉りて、そゝるに涙ぐまれしのみ。さて余が此處に來りし路ハ、民舎のうしろ手をたどりつゝ、登りしなれど、此處に皇居のありし時ハ、今の路よりハ、やゝ上の方にあたりて、別に路ありしものなりといふ。齋藤の屋敷より日々おもの持て参りしハ、その舊路の方ありしと云ひ傳へ

侍りぬと三山がいへり。齋藤とい、此の國に御供つかへ奉りし齋藤某にして、その屋敷跡と稱する處までハ、凡六七町もあるべし。さて此處をロウカクダンと稱するハ、樓閣谷若くは坂の意にて、黒木の御所なからも、樓閣もてなへ奉りし名ならんか。又クナナン採ハ、かの調書などにハ、古今俳諧歌に「耳なしの山のくちなし得てしかな思の色の下染にせん」とある意にて、世を憚らせ給ふ御隱家を、あなかしこ人にな言ひそと、言語の漏泄を戒めたるよりの名ならんかと云へれど、土人ハこの處に立入るべき口なきよしの名なりと云へり。前説優ハまことに優ふれど、地形もて考ふれば、余ハふほ土人の傳説に心ひかるゝふり、大方かいる地名なほ、ふとしたり。さて右に云へる銀山上神社ハ、今ギンザンシヤウと音讀すれども、こハ式の神名帳にも見えて、シロカチヤマガミの神社と

よむが古かるべし。舊號大調神社にて、續日本紀承和四年二月五日、無位大調神に授くどある白銀出でたる時の創建なりと云ふ。此の神社の由緒をたづぬるに、大に考證に資すべきものあり。そハ此の社明治初年の比までハ、五所大明神と云ひて、祭れる處の神一座、室黒、神體鏡二面と神社の記録にハ記されたるが、官御陵の取調をなさんとせし時に當りて、全神社の神體拜觀のことに有りしが、舊神官網崎管作といふ者申していはく、當社の祭神ハ、室黒の神様と大王様とにて、かく二柱ふるハ神體の鏡二面なるに由あり。一月七日四月十五日一同にこれを祭る。而して御神體拜觀のことは、先祖代々禁止の義なれば、御免を蒙る旨を以つていなみたりしを、官命なれば、差支なき旨申聞け、即同人潔齋の後開き奉りしに、果して花形の神鏡二面あり。直徑凡六寸餘にして、所謂古色蒼然たるものなりしかば、いづれも其の傳説の誤らざ

るを感じ、五所の御所にして、五所三所なご云ふに、祭神の柱數
 かいなる様なれど、さていかにせん。祭 安徳天皇を稱へ奉れるものな
 神二柱なるをいかにせん。祭 安徳天皇を稱へ奉れるものな
 らんと判めあへりしといふ。さて此の神鏡にハ、古篆文にて壽
 永用保の四字を鑄付けありき聞きしが、余が此の度の旅行ハ、
 實にそれらのものを拜觀せんの思立なりしかば、全社の奉仕
 神官平山資愛嚴原土族と云ふ者に頼りて全行し、該神鏡をも拜觀
 するこそを得たりき。然れども、余鑿古の學に暗く、年代等の識
 別に經驗あさければ、何とも判し難けれど、數百年以前のもの
 とハ確に拜し奉られき。今其の搦摸を得たれば、卷首にかゝけ
 め、壹面ハ二所ばかり腐蝕せし所あり。また人手に成れりと思
 はる、釘穴の如きもの、上部の左右に二ありき。尙外に一面の
 古鏡ありて、こも五六百年以前のものと思えたり。但無銘なり。
 また古劔一振、槍やうのもの一振ありき。然れども、この時日既

に西海に没し、樹木鬱蒼やうやくにして、その鏡銘を辨せし程
 ありしかば、諸種の寶物等、よく一拜觀することを得ざりし
 ハ、今更遺憾の事どもなり。また本社の御椽に、衣冠のさました
 る木像あるを認めたり。時黄昏に際し、よくハ視えざりしかば、
 新しき者にもあらざる様なりしかば、雨露に暴きせんよりハ、
 これをも内に納めおきて、いかに云ひ置きぬ。其後いかに
 したりけむ知らず。さて此の神社の祭日にハ、少女十二人に、幣
 帛を捧げて祭らしめ、終つてその幣帛をば、拜殿の右手に、凡一
 間四方ばかりに、石垣築き上げたる所ありて、その中に納むと
 云へり。
 また嚴原八幡官の境内に、天神社と稱する神社ありて、安徳
 天皇を祭れり。此處にも、壽永用保の銘ある古鏡一面を寶物と
 せり。こも卷首にかゝけぬ。但一ハ左篆文、一ハ右篆文なり。

下縣郡平山郷左衛門所藏の舊記にいはく、

宗氏之始祖ハ安德帝ノ御子右馬介國君也左衛門尉公ハ兄也帝ハ筑紫ノ吉井ト云處ヨリ當州ニ下給云々帝ハ當國ノ大内山ノ皇家ノ地ニ遷居也後八幡宮ノ境内天神社ト崇メ遙拜所トス祭神帝ト后妃ト尼殿ノ三靈ヲ祭後ニ故有テ大自在菅神ヲ移シ加祭ス當國ノ神秘也

以つてこの神社の由來を知るべし。かくて此の社舊藩の比にハ、七月十四十五兩日、盂蘭盆會の盆躍卯盞塔奉納あり。此の盆躍ハ、此の天神社と宗家の菩提所なる萬松院國分寺及宗家祖先の靈前に限りて執行することなるを以つて見れば、此の社宗家の祖先なる、安德天皇を祭れるものなることうづなし。他神社の前に盃躍を演ずといふことに例なきことなるを思合すべし。かくて社號を天神と稱することハ、如何なる故ぞと云ふに、貞治元年宗經茂の代に、

菅公の靈を太宰府より勸請して、此處に祭れりといふこと、對馬紀事に見えなれば、これより後の稱ふるべし。而して全書の注にも「祭神ハ 安德帝わざと不記故有」とあり。全國に 安德天皇を祭れる神社ハ、右の二社より外にハ無きことなり。蓋嚴原ハ州治のあるところにして、宗家累代の邸地なり。さればこの天神社ハ、祖先 安德天皇を近き守神として祭れるものか。またハ久根の御陵の遙拜所の如きものにてもあるべし。かくて 天皇にハ、右のクナナシ際に、寛元四年より建長三年迄、五年が程住はせ給ひしが、全年四月十五日御崩御遊ばされ給ひつと見えて、松岡氏系圖松岡左京太夫徳信の條に、左の如く記せり。

(前略)寛元四年 帝の長子重尙公對劬在應阿比留國時を討亡し給ひ筑前國與志井より 帝を對馬に移し奉る時

徳信串崎神宮浦上鳥木鹿村大富河内瀬田曰稱其外從者
守護し奉り佐須郡久根の内大内の御所に奉仕す于時建
長三年四月十五日崩じ給ふ因てカンシヤの隈に陵を建
る因て陵山と云後カウヤの地と云ふ云々

またその後神宮家舊記に左の如く記せるものを見いでたり。
安徳天皇

御所大明神 宗家御元祖様

建長三年四月十五日

さてハ 天皇にハ安元二年の御降誕より數へ奉りて實に七
十六歳の寶算をなもたせ給ひしものなり此の比の代々の帝
ハ、掛けまくも畏けれど、大方御壽なほ若くおはしまして、
雲がくれ給ひぬるが多かるを、安徳天皇のかく長壽を保た
せ給ひしものハ、備に幾多の艱難辛苦を嘗めさせ給ひ、或ハ山

崩御年月日

御陵

に或ハ海に龍體を打きたへさせ給ひし御結果にて、かく健に
長壽をば保たせ給ひしものなるべしと、今のうつゝにおしは
かられ奉りて、いともくかしこも。又この崩御日と 天皇を
合せ祭れる右の銀山上神社の祭日と、共に四月十五日にして、
相同じきも偶然にハあらざるべし。
さてこれよりハ、御陵のさまを云ふべし。先、安徳天皇の御陵
と傳稱するところハ、既に云ひたる久根田舎村の在家よりハ、
北の方に當りて、のぼり凡、一町餘も隔りたる、字カウヤまたカ
ンシヤの隈と稱する尾の上前にいへりし大内の御所にあり、此のわたりを廣
くさして、云、後口ハ普陀落山と稱する小高き山に連りて、御陵は
正南に向へり、カウヤハ普陀落山なと云ふ名より考ふれば、高
野山の高野に云ふ名なるべし。カンシヤの隈
は、未思ひ得ざれど、冠者かくて此の御陵のさま、昔ハ樹木鬱葱
の義なるも知べからず。かくて此の御陵のさま、昔ハ樹木鬱葱
として、周圍に堀ありし由、古老ハ申傳ふれど、今ハうち拓けて

前後左右みな畑となり居りき。されどかの皇居跡と稱するク
ナナン際より見渡せば、當時の面影も想像せられて、こゝにま
しまさんには、萬歳の後に、かしこに朕が陵をば立て、んご
思召さるべき好位置なり。かくて此の處は、明治十六年山陵御
見込地と定められ、翌十七年保存方を達せられ、宮内省より營
繕したれば、今は四方柵もて結ひ廻したり。其の周圍ハ間口五
間餘、奥行十二三間もありぬべし。今宮内省より、御陵の鍵預り
申付られ居るも、御陵の鍵預り
申付られ居るも、御陵の鍵預り
某と。圍の中は、松樹繁茂せり。御標ハ圍の中央よりハ、や、後の
方によりて、たゞ天然の細長き石の地上凡三尺ばかりなるが
一、たてり。其の標石のもとには、迄大きからぬ石三、四ありて
傍に櫻の木のならほ若きが榮えたり。この櫻樹むかしは、いと大
なるものなりしが、いつしか枯れはて、今のは其の根生の殘
れるものなりと云ふ。御標石には、文字なく至極御粗造なり。因

は云ふ。對馬國ハ、中古まで石工なかりし由、古人の考説もあり
て、宗家五代の主經茂以前の墳墓も、みな天然石を以つて標識
とし、一字のこれに刻するものなし。(經茂は應安三年の卒去に
て、今より五百三十餘年以前の人なり。)
また納言殿塚と稱するものあり。土人よこ訛りて、ナカ
ゴンド
ンと呼ぶ。御陵よりハ申酉の方に三十間ばかり隔りて、在家よ
り御陵へ通ずる坂道の下にあり。但もこの道ハ、柏木坂今も坂
口、即人家の裏手に物たる柏木一本あり。昔ハ此の邊より
谷、おひに副ひて、御陵の邊まで、かゝる柏の木などの黒木繁茂
いふ。を上り始むる處の右手に、人民の墓所あり。御陵へハこ
ゝより上りしものなりと。廿二三年前、七十七にてみまかりし
父の語りきと、三山某いへり。この納言塚ハ、いかなる人の墳墓
にかあらん。記録口碑等の徴すべきものふければ、今知るに由
なければ、御附の人などのはあらざるか。納言の名に云ふ也。

外形は形にして、左右は石垣後の正面は天然の平石を立てたり。其の中の廣は凡四尺立方位にして、くぼく空虚あり。さて右の山陵は申すに及ばず、この納言殿塚も、人民等決して其の近邊へだに立入ることをゆるさずとなし、いたく之れを畏敬せり。かくて往古より、毎年正月十五日神酒神饌を献備することありて、久根村居住の士族初村内山の兩家と、農初村の三家よりこれを奉仕することなるが、先づ二膳を納言殿に奉り、内一膳をば納言殿取次ぎて、天皇に献ずるものふる由云ひ傳へたり。但この初村内山の兩家ハ、共に宗家の庶流なる由、系譜に見えたるに就いても、この兩家より献饌奉仕のこゝを爲す、必いはれあるべし。又納言殿の取次ぎて奉るといふハ、御附の人ならんといふに縁あり。○因にいふ。この初村の名義ハ、蓋久根村を開き初めたる由の名ならん。今も正しき家柄なりと

て、土人之れを尊敬せり。また内山ハ、久根村より二里ばかり隔りたる處に、内山村といふがあり。これに縁ある氏ふるべし。全村ハ山ぶところにて、まことに内山と名付くべき地勢なり。こゝに御子重尙公の居住せし處と云ひ傳へたる處あり。かたゞ以つて由あるべし。おほ下にいはん。次に馬塚と云ふものあり。土人之れをヤクマノシンンといふ。役馬或ハの神馬の意ならん。いふ試ニなり。山陵より辰巳の方に在りて、直徑一丁餘もあらん。右の士族初村の居宅の裏手の畑中に在りて、地積僅に一坪ばかりもあらんか。畑よりはいさゝか高くして、椿の木の丈ハ高からねど、年経たりとおほゆるが生ひたり。こハ御料の馬を埋めし處にハあらドカ。次に犬塚と云ふ者あり。土人これを白犬塚、黒犬塚といふ。山陵よりハ未の方に當りて、三町ばかりも隔りたらん。こも亦畑中

にありて、地積ハヤ、廣くして細長し、凡二畝歩もあらんかと思はる。雜木藪をなして、入ること能はず。大小の石あまた散在せり。槻の樺の知らねど、周圍二尋もやあらんとおぼゆるが、三本もたてり。こハ 天皇の愛し給ひし犬を埋めし處なりと云ひ傳へたり。

さて山陵及納言塚ハ申すに及ばず、右の馬塚犬塚とも、土人これを敬して近づかず。若、子女等の知らずしても、こハに溺するが如きことあるか。又ハ牛馬を放つてこハに草くはしむる如き事あれば、崇罰立どころに至り、熱病發すと云ふ。こハ對馬のみならず、靈地と稱せらるゝ處ハ、いづこも皆如此云ひ傳へらるゝことなるが、こハに最奇特の一習慣あり。そハ村民等、馬に跨りて田畑ふどへ行くこと有る時にも、此の御陵の見ゆる處にてハ必下馬し、且手巾の頬冠を取り去りて、敬意を表すること

とこれなり。これその昔より、天皇を崇敬する誠意の、自然と今日まで遺傳せるものならんかし。

また御陵の柵より南東の方に、七八間隔りたる處に、六箇の塚あり、三間乃至二間位つゝ相隔りて、或ハ畑の畔に、或ハ畑中に散在し、ほハ六連星の位置をなせり。こハ始、御陵拜觀の時ハ氣付かざりしが、かの三山の話聞きて、再往きて見しなり。畔に在るものハ、小石を六、七、積み重ねたれば、少し心あらむ人ハ氣付くべけれど、畑中のものハ、なハ平石一枚のみなるもあれば、心せずば見つけかたかるべし。こハ何の塚にかあらん。また記録口碑等の徴すべきもの無ければ、今知りがたけれど、從者の墓か。或ハ祭器など埋めたる塚にハあらんか。此の畑、今民有ふりといへば、堀りて見まほしくなむ。

また此の久根村より、上槻村に通ずる路筋に峠ありて、そこに

碑石あり。いと古きもの、由なりしも、其の後漸々崩壊せしを、
舊幕府巡檢使の來りし時、道路普請を爲すとて、心なくも碑石
の碎片をば、みな谷底になげ棄てたりきといふ。土人傳稱して
いはく、この碑石には、右ハ久根補陀落山もほと近し。左はみや
こすみさけの里と刻しありしと。いとあやしき歌なり。土人の
かなりひがめか、又ハもこのまゝなるか知らねど、さまで古き
ものにもあらざめるやうなれど、補陀落山御陵の後の山なり。また「みや
こ」などいふが、何ぞの意味ありげなれば、筆のついでにかゝげ
ぬ。

次にまた云ふべき事あり。そハ此の久根村よりハ二里ばかり
も隔りたる處に、内山村といふ處あり。こゝハ 天皇の御長子
重尙公の居村にして、現に其の居住跡と稱する處もあり。又信
二子塚ツツと稱するものもあり。こハ重尙公こゝよりして、久根の

信二字塚

山陵を遙拜せられし壇ならんと云へり。石を方四尺ばかりに
積みかさねたる壇にして、其の外郭七間四方ばかりの隅に、立
木一本づゝ生ひ茂れり。この塚をミユツカと稱するも、ミユに
信二子の三字をあてたるも、其の意味共に不明なれど、信二は
天皇の御名言仁にかたざれるものにはあらざるか、或人ハ
云へりき。さもあらむか。

また從亡の臣齋藤が邸跡と稱するものあり。こハ御陵の西南
凡五六町ばかりも隔りたる處なり。大内川にそひて、久根村在
を流る川之を久根濱村へ下る通路よりハ、川を越えて、凡一
丁ばかりも左の方へ入り込みたる處にあり。邸跡今ハ田畑と
なりはてたれど、さすがに其の面影ハ存せり。前に云へりしク
チナシ際の御所に、毎日おもの持て参りしと云ひ傳へたる路
ハ、大内川の南手にて、今峠道となり居る邊にやと思はるゝ地

勢なり。かくて此の齊藤の後裔ハ、今も存在して、嚴原に居住す。聞けば、詳なることハ、折を得て問ひあきらむべくあむ。また此比土人の見出でたりといふ、從者の墓ならんといふものある由なれど、いまだ其の實地を見れば、他日云ふことあるべし。今云ふ、この巻末に附記せり。之を要するに、安徳天皇御入水の事ハ、史の傳ふる處にして、異論あるべからざる筈なれども、全天皇の潜幸地、もしくは御陵と傳稱するもの所々にありて、其の數實に十數箇所多きに及べり。かく所々に其の御遺蹟ある所以のものハ、畢竟御入水の事跡疑ふべきものありて、存するにふらずばあらざるあり。然れども、そが中にハ、妄誕不稽なるに足らざるものなきにあらざれど、亦證據の以つて徵するに足るもの往々にしてこれあり。彼の伴信友ぬしが、斯道の木譯を以て稱せられたるが

ら、殘櫻記に御入水説をまこととして記されたるハ、未くはしからざるものといふべく、畢竟上に擧げたる文書ふどの、いまだ世に出でざりしがゆゑならん。そは免まれ角まれ、對馬國久根村の如きハ、以上考證せる如くふれば、最證據するに足るものならんと思ふなり。他の傳稱地の中にハ、餘黨の遁れ住みたりし處にて、單に天皇を祭りしものと思はるゝものあり。或ハ又餘黨の避遁地なるからに好事者の牽強附會せしものならんと思はるゝものあり。或ハまた土人等餘黨をみこめて以つて、天皇となし奉りしものならんと思はるゝものあり。而して余がかく穿鑿討究して、偏に其の眞事實を得んと勉むるものハ、いたづらに史乘の所傳に反對して、好奇の名をてらはんとするにハ、あらず。實に我が皇統一系の大日本帝國史中に、幾多の汚隆顯晦なきにしもあらねども、いまだ嘗て、全天

皇御入水の如く、いまはしきものあるを見ず。また 皇天二祖の詔勅のまに、此の土に君臨し給へる 列聖の御中に、かくの如き不可思議千萬の事あるべしとも信ぜられざれば、敢て大方に向つて、此の傳説の可否眞僞を問はんと欲するあり。然るに、知人某余が此の篇を草するを見て、難じていはく、子の事誠に勞とすべし。然れども若しこれをして信ならしめば、古來の史乘に瑕瑾あることを明示して、史傳の不信用を世に公にするに過ぎず。さらぬだに吾人の、史傳研究の自由を有すとて、あらぬ竄削を加へんとする時ふらずや。數百年後の今日、何とてさる事を擔ぎ出で、人を煩すに及ばんや。今天下爲すべき事多し。何ぞ死灰をして再燃せしむるが如き愚を爲さんやと。余ハ憫笑して顧みず。とに角に此の篇をなへたり。然れども世間の廣き、またかくの如き不親切の説を爲して、顧みざるもの

なしとも保しがなければ、こゝに一言せん。よし此の考證をして信ふらしむとも、決して史傳の不信用を公にするものにあらず。却つて史傳の光彩を増し、史傳の誤謬を訂正して、千古の遺憾なからしむるものふれば、筆硯になづきはれる吾人の、當に奮つて爲すべき事どもなり。故に余ハ切に希ふ。此の考證をして、果して眞實ふらしめ、一日も早く我が大日本帝國史中より、吾人臣民の讀むに堪へざる御入水説を削除し、久根の御陵をして眞の御陵と確定尊崇し、天皇數百歳の御遺憾を深くなぐさめ奉るに至らんことを。而して他の傳稱地十六箇所ハ、卷末に附録して、讀者の參案に供せり。これ余が歴史の討究に對する、公平の微衷を致せるもののみ大方の君子それ之れを諒せよ。

追考

余ハ嚮に 安徳天皇の御事蹟につきて、史乘の所傳に反對して考證しけらく、全天皇壽永の亂、檀浦にて御入水遊ばされ給ひぬとハ、全くの事實にあらず、實ハ一先、筑前に逃れさせ給ひ、後、對馬に渡らせ給ひて、世を安くをへさせ給ひしもの、如し。其の御陵と傳稱するもの、全國下縣郡久根田舍村字大内山に在りと。かくて其の證を諸家の系圖傳記、さてハこゝかしこの口碑遺物舊記等に取りりき。而して其の當時筑前守たりし原田種直が、博多なる櫛田宮の祝部宮内太夫に宛てたる書翰をば、まづ最初に引き出で、これ對馬の舊記のみならず、他家より出でたる證據書類にして、大に研究の價値あり。また最信據すべきものなりと云へりき。これにつき先此、在福岡の原田種徳氏今ハ、靜岡地方所長判事より、更に明確ふる徵證を與へられたり。

原田種直ノ書翰

全氏ハ家系上種直に縁故ある人の由なれば、原田家についての舊記傳説等には最豊富なるものと見ゆ。依つて今これを摘記し、附するに例の管見を以つてし、敢て追考をふすこと云爾。

原田種直の書翰 (全文本篇に在り參觀を要す)

原田種直の書翰 原田種直の原書ハ、今ふは四條侯爵珍藏せらるゝならん。こゝハ一体櫛田神社の宮司家に存在すべきを、いかにして四條家に藏せらるゝこととなりしか。そハ四條家について聞かざれば、詳ならざれど、維新前神社の掟も濫なりし頃、質入或ハ賣却ふごせしが、流れくゝて全家の手に入りしものにはあらざるか。そハいづれにもあれ、此の書翰の四條家に在ることを知りしハ、種直の嫡流に、原田種直と云ふものあり。明治維新まで會津家に仕へ、始種直の嫡流ハ、筑前怡土郡高が、大岡九州征伐の時没落し、其の後會津家の城代に聘せられき故に、其の嫡流會津に居りしなり。後斗南藩大

種直無二ノ平家方ナリシ所以

參事たりしことありし者なるが、四條隆謨卿、かつて種龍を召して此の書翰を示され、種直の始終を詢はれしことあり。其の時此の書翰ハ、種龍が寫し、ものなり云々、

なほ種直の事蹟についてハ、本篇や、明確を欠くの嫌なしとせず。故に原田氏の通信によりて、左に其の要を摘記すべし。

種直無二の平家方なりし所以 原田種直ハ、大藏春實九代の孫にして、代々筑前の原田に居館したりき。種直九州を征略せむの志あり。新に岩門城を築きてこれに遷り、威名九州に振ひぬ。内大臣平重盛種直の武名を聞き、これと結托せんことし。右馬頭家盛の女を養ひて、種直に嫁し、位官の叙任さへありき。種直これより、無二の平家方となれり。されば檀浦の戦にハ、九州をもて根據とし、其の兵衆も半ハ種直の出し、ものおりとぞ。これを以つて考ふれば、種直が 安徳天皇の御遷幸を奉行せし

ハ、大に故あることあり。原田正統系圖にいはく。

永曆元年二月八日内大臣平重盛兼養其叔父右馬頭家盛女被嫁種直是以種直依重盛之吹舉叙從五位下任太宰少貳專住岩門城云々

元曆元年三月廿四日種直及菊地隆直山鹿秀遠等以戰艦五百艘與義經之八百四拾余艘大戰于檀浦敗績云々

全七月二十一日源賴朝召下種直于鎌倉預平山武者所季重押籠扇谷地牢領地悉被沒收建久六年以武藤小次郎資頼爲鎮西奉行賜種直跡地三千七百町云々

天皇齋藤爲持にかしづかれて、太宰府に潜ませ給ひし此、此の系圖の末段なる武藤資頼に助けられ給ひしこと、中へに深き由なからずや。ハ本篇にもかつく考證せし如く、資頼ハ平氏の臣監物太郎頼賢の弟なりしを以つてなり。又前段の山

種直ト櫛田宮トノ係

鹿秀遠ハ、本篇引用の鳥鷲説中の、山鹿藤次にはあらざるかなほよく考ふべきことあり。

種直と櫛田宮との關係 種直が櫛田宮の祝部宮内大夫にあつて、這般の大秘事なる、安徳天皇御潛幸の事を申送りしハ、そもく深き故なくばあるべからず。そハ先この櫛田宮ハ、種直九代の祖大藏春實の勸請せし所あり。そハかの系圖にいはく、天慶四年五月朔日好古小春實相謀爲賊徒退散勸請京師祇園神靈於博多而祈之云々

これ即櫛田宮なり。櫛田宮ハ原田家にござりてハ、かゝる緣故ある社ありしかば、代々地所其の他の寄進物おびなしく、奉崇いさく、深厚なりき。かくて種直の代となりてハ、家道いよいよ盛なりしかば、年々の寄進またその多を加ふる事とはありぬ。されば種直が櫛田宮祇園の神靈を深く尊崇し奉りしと

山崎平次ノ事

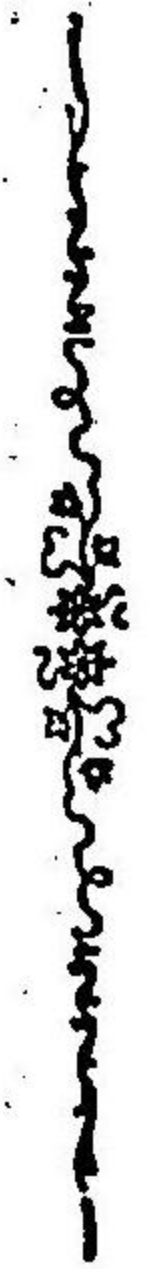
時に全社の神主祝部どもが、種直を深く尊信せしこと、まことに故あるふり。されば天下の大秘事なる、天皇御遷幸の事を、かく申おくりしも、何の疑ふべき事かこれあらん。
山崎平次の事 右種直の書翰にある山崎平次ハ、如何なるものふればにか。此の大秘事の使にあづかる、大切の役目を受持ちし。山崎平次ハ、そもいかなるものぞと云ふに、種直の家人中にて、最重立ちたる者なりしが如し。そハかの系圖にいはく。

治承四年六月三日平相國清盛入道淨海遷後白河法皇於
福原新都幽于板屋種直與次男嘉摩兵衛尉種國弟美氣三
郎敦種率家人山崎平次重秋等隨兵三十餘騎奉守護之云
々々
井手庄司ハ、いまだ詳ならざれども、山崎平次につぐべき家人

種直の居城岩門の城跡

なるべし。かくてその名乗をば貞純と云ひしか。そハ彼の書翰に、まづ山崎平次井手庄司と書きつけ、其の末段に重秋貞純と序したる重秋ハ、此の系圖に家人山崎平次重秋とありて、必山崎平次の名乗なるべければ、貞純ハ又必井手庄司の名乗ならん。と察せらるゝを以つてなり。因に云ふ。貞純につけてかける、可申子息六郎ハ、右兩人の外に可申と可申の子息六郎と、此の二人をもつけて差下し、ものならん。可申の子息六郎の意にあらざらん。されど此の父子の履歴ハなほ不明也。
種直の居城岩門の城跡 原田氏ハ、ふほ附記していはく、岩門の城跡ハ、筑前國那珂郡安德村に在り。此の城跡の西北に當りて、一箇の岡あり。安德臺と呼べり。思ふに此の岡ハ、岩門城の出丸なりしを、安德天皇御遷幸の時、即壽永二年假の御所をまつらへ行在所とせしより、安德臺の名ハ起りしならむ。余かつて此

の地を探りしことありしが、城跡ハ四方斷崖にして、容易く登ること能はず。幸に矢倉の石垣の残りとおぼしきがありしかば、それに取りすがりて、やうく本丸まで登りき。規模狭小にして、僅に三四百人ならでハ立籠られざるべく想はれたり。安徳臺ハ、東西三町南北一町ばかりの岡にして、今ハ茶畑となりはてたり。中央に森ありて、安徳天皇を祭れる祠あり。先年此の祠のほより、古鏡一面堀出でぬ。鑒識ある人に見せしに、七百年以前のものたるや疑なしと云へりきとぞ。今安徳村のある農家に秘藏しありとなり。



御陵所在地ノ古墳

對馬國下錄縣郡久根田舎村の古墳 全村ハ、安徳天皇御陵

古墳ノ所在地及地勢樹木

の所在地なることハ、讀者既に本篇にて知り給ひつらん。こゝにまた、古墳數多發見せられたり。而してこれハ、安徳天皇供奉者の墳墓ならんと傳稱する由。予ハいまだ一見もせざれば、眞偽の程も定めがたけれど、先、其の調書中より要をつみて、こゝに附記し、他日の參考に供する事となしつ。

古墳の所在地及地勢樹木等 久根田舎村字大内ろ、二百二十九番小字地藏山山林、こゝの地勢ハ、先、御所山と唱ふる銀山上神社の南、凡五六町に連亘せる小山なり。此の小山半面を地藏山と稱す。面積凡一反歩餘、樹木ハ松椎等の雜木にして、廻五六尺以上のもの數株、これに亞ぐもの夥多ありて、樹枝相交はり、且、樹下に無數の雜木繁茂せり。これ古來崇地と稱して、斧斤を容れざりしによる。樹木皆自然生のもののみあり。

古墳の位置及形狀 古墳ハ、右の地藏山の東北隅に羅列せり。

古墳ノ位置及形狀

其の數大小合せて十三箇あり。高二尺乃至二尺二三寸四方にして、左右及後部ハ石垣を以つてこれを繞らし、内部の左右に平石を立て、其の上をまた平石にて覆へり。其の狀殆竈の如し。内に臺石二枚を重ね、丈一尺ばかりなる地藏の石像を安置するものあり。此れ地藏山の稱而して、其の右側に、高一尺ばかりなる長方形の石を置き、前面に平石二枚を建て、扇に擬するもの、如し。其の他小なるものハ、方一尺四五寸乃至一尺七八寸にして、構造ハ皆地藏尊のに全うけれど、極小なるものに至りてハ、扇石なるものあり。皆腐朽せる樹木の枝葉に埋没せられて、僅に其の上部を認むるのみ。石質ハ扇及平石ハ、土俗麥石と稱する軟質の青黄色の石なり。但、石垣に用ゐたるものハ、種々にして同一ならず。要するにこれらの古墳ハ、其の結構ハ納言塚に等しくして、近世の製作にあらず。又ハの地方に於い

ても、他に見ざる形状なり。

古墳の年代及傳説　この古墳ハ、何人の墳墓なるか、及其の經營年代のいつ比なるべきかハ、文字の鏤付したる者なく、古書の徴すべきものなければ、確然たる事を知るに由ふきも、此の山も、久根田舎村の士族齋藤實ハ祖先累代の所有地なり。今三山小三郎外四十五名の共有地なれ。さて其の所有の始をたゞ實權ハなほ齋藤家にあるといふ。さて其の所有の始をたゞづぬるに、全家系圖にいはく、實ハ祖先を齋藤彦九郎と云ふ。實ハ十二代の彦九郎ハ、安徳天皇從亡の臣、齋藤爲持十五代の孫齋藤彦三郎長繩の次子にして、知行壹間を分知久根村に居住す云々。而して此の墳墓の所在地、實に其の分知の内なりといふ。果して然らば、此の地のかく早く、天皇に縁故ありし齋藤家に屬せしも、天皇從亡者の墳墓地なるが故にハあらざるべきか。かくて此の墳墓についての傳説者として、今姓名の

知らるゝ者ハ、全村の齊藤傳次郎が、今の齊藤家四代の祖、齊藤五郎右衛門の談話なりとして、聞き傳へたる事の知らるゝのみにて、其の已前ハすべて不明あり。春秋の祭祀にハ、地主齊藤家より精米及神酒を供し、神樂を奏す。舊七月十五日にハ、同村民より田舎躍を奉納し、翌十六日ハ、御所山に奉納す。然れども、村民其の何の故なるかを知らず。只古來の慣例に従ふものなりと云ふ。先、此の墳墓に奉納し、而して後御所山に奉納すと云ふ事、本考の献饌を先、納言塚に奉り、納言殿取つぎて、天皇に奉るといふ事に思ひ合され、又盆躍を宗家の菩提所と、天皇と祭れる巖原天神社とに奉納すると云ふ事にも思ひ合され、必ず由あるべくふん思はるゝ。なほよく調ぶべし。

附 錄

長門國下の關阿彌陀寺

この本篇の始にも云ひし如く、後土御門天皇以來の繪旨應宣、その他の證文もありて、早く勅願寺と定められ、歳次御祭祀あらせらるゝ處なり。さて此の阿彌陀寺の縁起と云ふものによれば、尊骸を海中より上げ奉りて、當山に葬り奉り、陵の上に御廟をたて、御木像を安置し奉れる由に傳へ、また同寺の密記と云ふものにも、搜海得、安徳帝尸葬本山陵云々とあり。されど恐れながら、これらの傳説容易に信せられざることに、上にかつゝ考證せし如くなるのみならず、かの玉海建久二年閏十二月十四日の條にも、崇徳院並安徳天皇等崩御之所建一堂可資彼菩提並亡命之士卒滅罪之勝因事云々廿二日の條にも、安徳天皇御事長門國一堂、事一同可然國忌山陵、事同前但可依崇徳院例依不擬神社無奉幣之沙汰也、又全廿八日の條に長門國可建一堂之由可宣下者云々などある事のさまり、固より御入水説によりたるものなるべけれど、眞の御陵にわらず、御陵に擬して御祠廟を定められし趣にきこゆなり。されば明治二十二年、官この地を御陵と檢定せられたりと云ふ

ものりかへすとも御陵に擬し、歳次祭祀し奉らん之處と定められたるものにして、御入水説を以つて確乎たるものとし、御潜幸説を以つて不可なるものと断定せられたるものにはあらざるべし。

長門國豊浦郡地吉丸尾山

こも御入水説の方なり。ここの文化五年、毛利大膳大夫より書き上げたるものにして、其の大意は、檀浦洋中より尊骸并に二位禪尼の屍を引き上げ奉りて、此の地に葬り奉れりと云ふなり。○よし御入水説真なりとせんにも、かく尊骸を引き上げ奉りしところ、いかで二箇所あるべけんや。このなかへ不審を示すものなるべし。

攝津國能勢郡野間郷出野村岩崎山

この御陵の傳稱地にて、御生存の方なり。近く文化十四年三月、出野村の百姓勘兵衛と云ふもの、草屋根の間より檢出せりと云ひ傳へたる。建保第五年九月二日、從四位上侍從行左少辨藤原經房左古磨へと署名せる遺書のある處なり。されどこの堀江正明の經房記の評論、黒川春村の辨、また殘櫻記の下瀧澤馬琴の玄同放言等にも見えたる如く、いとく受けられぬ説なり。

阿波國美馬郡祖谷山

こも御陵の傳稱地なり。讃岐の人、菊地助三郎武矩と云ふ人の記したる、祖谷紀行、源誠之と云ふ人の記したる、平氏記、大竹政文と云ふ人の記したる、山路假標など云ふ書に見えたり。なほ此比、本書出版に臨みて、小杉楳郎君の一閱をも經たるに、「わが阿波國にも、巡狩し給ひしよしの口碑あるを、ひそかにおもひばかり奉るに、當年まか御ゆくへのさだかならざる御ありさまなりしが故にこそ、かく處々にあやしき物語も傳へ來し御事なりけむ。げに今の大御代にあひ奉りて、かゝる御事どもを、たゞし明らむべきなり、吾徒のむねとつとむべきわざならむと、あられ同感に禁へず」として、この山の傳説の要あるくだりくを、つづさに示されたるを見るに、中納言教盛、次男國盛、實子を海に沈め、天皇を我兒と偽り、當山に身をかくし、に、文治元年八月十六日、崩御ましまし、かば、玉骨を瓶に納め、栗枝渡、八幡宮とあがめ奉り、御遺物の御劍を、石立山に納め、劔山と稱す。國盛の後裔、阿佐久保兩家の、今に此の地に系統連綿せり。遺物の赤旗、平家の紋と云傳ふる立合螺を、赤地に墨書せし當時の實品、疑ひなきものなり。又こゝに來らし、元暦元年十二月三十日にし

て、大枝庄平家の岩屋にて、年を迎へんと、松を祝ふ、夜に入りて之を營み、翌朝見れば、檜木なりき、依て兩家の、今なほ門松に檜を用ゆ。又承久元年二月十五日御法名を奉り、歸空梁天大禪定門尊靈と號し奉る。此の御靈牌、寛政五年迄ありしと云々。さて此の八幡宮、舊別當集福寺といふ者の申上證に、玉骨のひ小き瓶に納り置、蓋に五輪折居御坐候、尤此の玉骨の、寛保二年壬戌、神社焼失後、又彼難を恐れて、喜多源治、同山重末名八幡社へ守護奉り、只今相納候由、拙院實記に御坐候、云々とあり。編者いはく、玉骨の事、あらぬ事の由聞きつれど、國盛の後裔など此の地にある、確なる事なるべし。

豊前國小倉の内隠簀の里安德庵

こも御陵の傳稱地なり。右の平氏記、山路假標などに見ゆ。要するに、天皇こゝにて御落飾、四十餘歳までおはしましきと云ひ傳ふるところなり。

肥後國球磨郡の内球磨

こゝの御遺跡も、右の平氏記に見えたり。神聖寺と云ふ寺ありて、開山を神聖和尚と稱す。これ、安德天皇なりと云ひ傳ふるところなり。

肥後國五家庄

この地の氏神は、安德天皇なりと云ひ傳ふ。而して一村みな平家の落人の末葉なること、世人のよく知れる處なり。對馬の御陵取調掛たりし國分六之助と云ふもの、明治三年五月同地に至りて取調べたる時、五家庄各村の重立たる者より差出したる書付によれば、舊記の義は、寛永度の火災にて、左坐家相傳の寶物、古文書、武具等、残らず焼失し、何も相傳せず云々、平家没落の後、建長元年三月十三日、白鳥山へ來り、落人となり、それより此處に住居せり。主人の對州へ渡りし由承り及べり云々とあり。主人對州へ渡りし由承り及べり云々とあり。本籍考證の如く、事實にハ相違なきものから、此の五家庄に別とせ。○また伊勢にも五箇庄と云ふ處ありて、これも平氏の子孫住せりと云ふ。

肥前國島原の安德村

こゝの觀業入道の山陵記、大藏永常の勸善著聞百談などに見えたり。里俗はたい、天皇の御冠流れつきたれば、やがてそを取り上げて祭祀し奉れりといひつたへぬ。

肥前川上山

神澤其嶋が翁草に、此處に、安德帝の皇居ありしとぞ。今ハ一精舎あり。同

國黒髮山に古き五輪あり。帝の陵なりといふと記せり。

薩摩國河邊郡硫黄ヶ島

硫黄大権現宮御本縁三所大権現宮鎮座本記若宮降誕由緒有容本傳生卒年簡覺社例根元之覺硫黄島社記棟札系譜其の他何々と數多く記したるものあれど文化六年巳五月社司長濱掃部資雄と末尾に署名して玄祖父長濱伊豫吉賢の書留め奉納せしを古冊濕ひ損じければ曾祖父長濱伊豆吉明の時より古帳のまゝ撰書載納すと附記せり。されどいかゞに思はるゝこと多し。

日向國新院塚

安徳天皇の御廟ならびに御陵ありと傳稱せるところなり。

土佐國高岡郡佐川郷別府村横倉山

この山陵傳稱地の一なり。宮地巖夫君の横倉山陵考といふものありて大八洲學會の雜誌に委しく見えられたればつきて見るべし。要するに、天皇此の山に御潛幸あり。山陵また山上に在りと云ふ説あり。

土佐國香美郡鉢ヶ森山大山祇神社

安徳天皇このわたりの所々に潜ませ給ひし遺跡ありて御崩御の後大山祇

神社に合せ祭り。山陵の宮の奈路と云ふ處の西方若宮の地なりと傳稱するものなり。

播磨國宍粟郡マカリ村

マカリ村の山奥に、人戸三十軒ばかりありて、其の人民多くハ平氏の末葉なりと云ふ。そこに大なる杉森ありて、中に四十八箇の塚あり。安徳天皇の御陵、その中に在りと傳稱するものなり。

因幡國法美郡岡益村

この 天皇二位尼と共に、此の地に逃れさせ給ひ、寶算わづかに十にならせ給ひし時、雲がくれさせ給ひし由の傳説地なり。但尊骸ハ、光良院と云ふに葬り奉れりといふ。

右ハ、いづれも只そのあらましを記せるのみ。中にはなほいはまほしき事も多かれど、おほたしかならぬふしもあれば、よく取調べて後になん。されど又これらの多くハ本編結論の始に云へる如きものあらむとハ、予の信じて疑ハざる所なり。なほ此の御事蹟に關係あらん人々、もしくハこれに關する傳

記もたらん人々の細大となく知らせおとし給はとひとり予
が幸のみにはあらずかし。

安徳 潜幸遺蹟 終

明治三十一年九月三十日印刷
明治三十一年十月五日發行

版權
所有

編述者 高山昇

静岡県富士郡大宮町
字大宮四百九十貳番地

發行兼印刷者 近藤圭造

東京市麹町區飯田町
五丁目廿六番地

發行所 皇典講究所印刷部

東京市麹町區飯田町
五丁目廿六番地

79
189

續史籍集覽

和本全七十册(完結)
正價金拾壹圓

總目錄

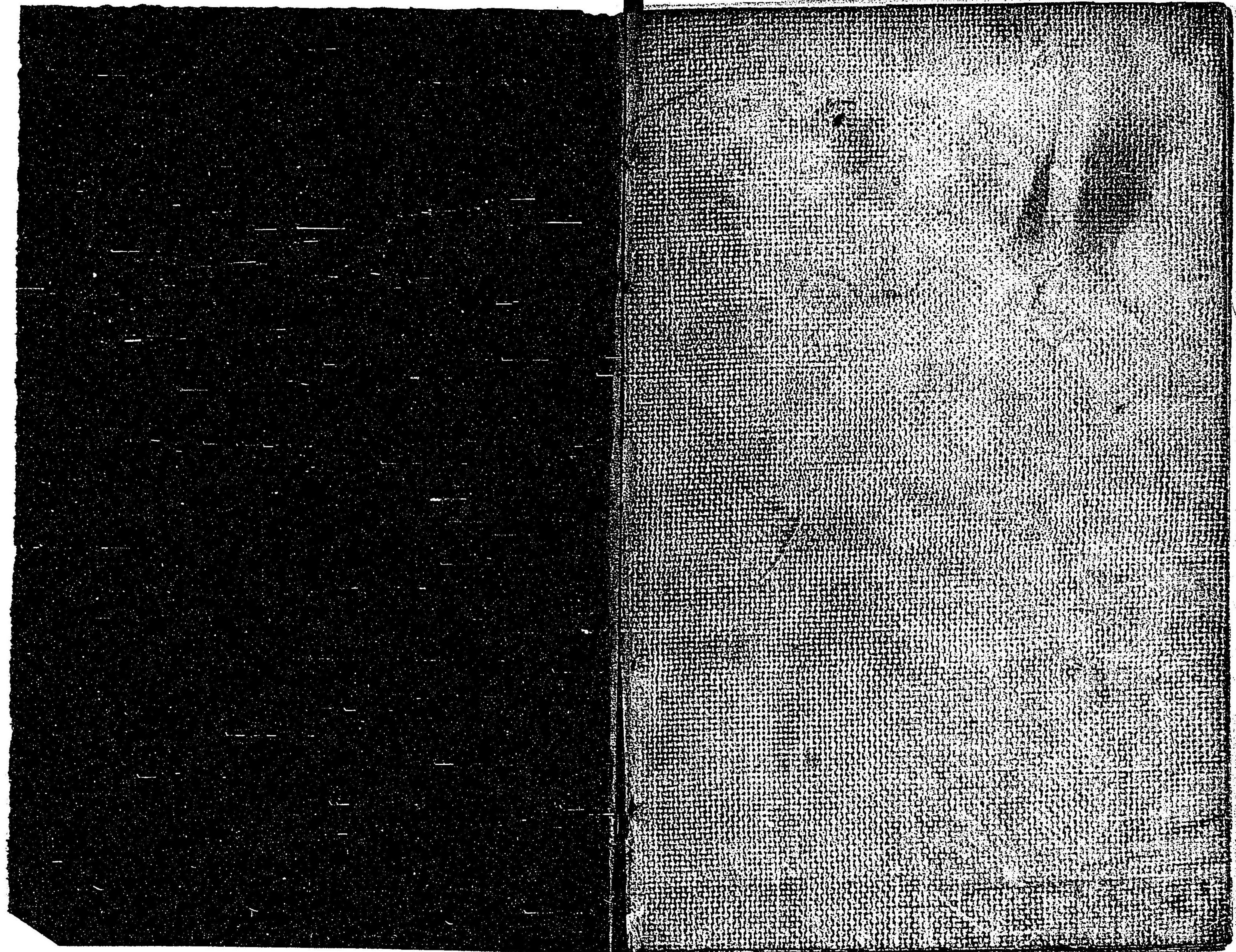
- 正慶亂離志●碧山日錄●新抄●真本細々要記●妙法寺年錄●空華日工集
- 臥雲日伴錄●峰相記●策彦入唐記●允澎入唐記●應仁二年戊子入明記●
- 下行價銀帳并釋釋錄●國分寺志料●大傳法院本願上人傳●慶元古文書●氏
- 鄉流諸家系圖●式目抄●相京職抄●新加制式●沙汰未練抄●室町家成敗●
- 寺社御教書●武政軌範●笠掛日記●出法師落書●射犬正法●檢見故實可覺
- 悟條々●犬追物葛袋●產所墓目射事●武雜記●書札三百八十七條●喜連川
- 判鑑●三好記●矢島十二頭記●奥州葛西實記●駿河土產●長元物語●紀伊
- 物語●松雲大師奮忠舒難錄●武功雜記●堀内傳右衛門覺書●續扶桑拾葉集
- 人鏡論●義發後覺●兒物語●寬永小說●鳩巢小說●語學自在●好古小錄
- 釋門事始考●續日本紀問答●舊事本紀剝偽●周敷神社鎮座違郡考●南京
- 遺響●歌備品目●氏族考●金澤文庫足利學校考●飛花落葉●池底叢書要目
- 番外雜書解題

發行所

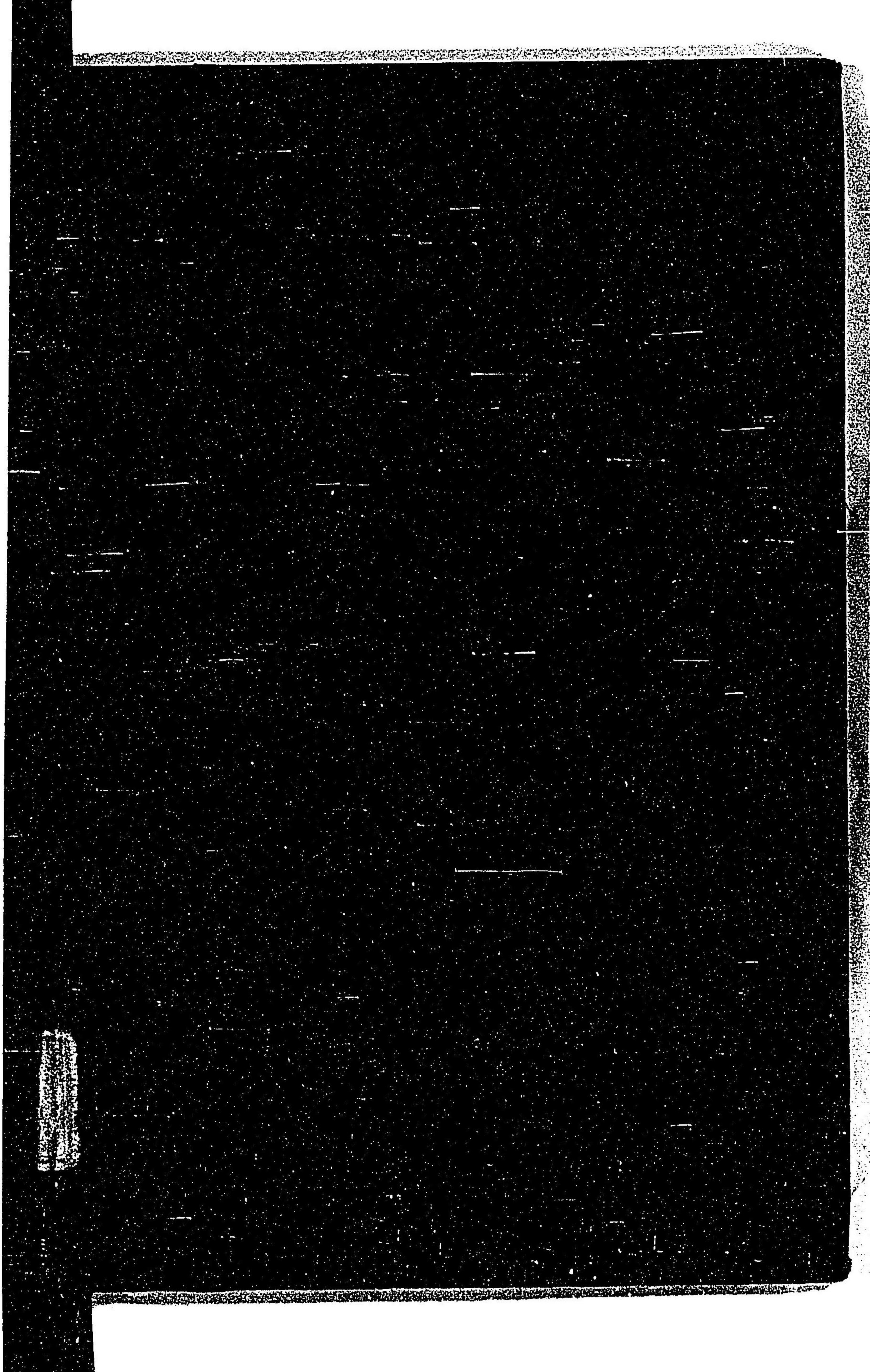
東京市麴町區飯田町
五丁目二十六番地

近藤活版所





79
189



006064-000-0

79-189

安德天皇潜幸遺蹟

高山 昇/編

M3 1

ACJ-0004



